

て行處の如く云る。其黄泉は往と云ふことを。即て豫美に行くと云ふ。非心得しに。心を轉されて。元來黄泉國に。魂のみ行留る處にあらず。此大神はさらなり。素戔嗚尊大國主命なども。現身ながら後ま往坐るを思ふへし。争か凡人の魂の往至るべき處ならむ。此大神等の奇異なる御上を。更凡人は上などよむけて。料り奉るべきにあらすかし。右よ云るの如くなれば。此よ已而とあるは。其後の事あり。もーこれを上より一聯の文と見ては。鎮火祭詞にも符はず。更解へきよしなし。甚と事略き過たる傳説なれば。幽顯の差別よとせす。まわひのへし。て。伊弉諾尊黄泉國まで追行まして。再ひ女神は御逢まして。詔ひかはす。御言を。記は因て補ひ。伊邪那岐命語之。我那邇妹命。吾與汝所作之國。未作竟。故可還。爾伊邪那美命答曰。悔哉不速來。吾者爲黄泉戸喫。然愛吾那勢命。入來坐之事。恐我欲還。且具與黄泉神相論。莫視我云云。と云言。いよ入し。即こよ見えたる。吾夫君尊請勿視。吾とある文まで。

それらの御言ありしを知るへし。○忽然不見。出語らひ給ひし御形の見え給はぬ。此時男神は顯明なる。女神は既に幽冥に入給ひし神となり給ひしか。其界の異なる故よとぞ。

于時間也。伊弉諾尊乃舉一片之火而視之。時伊弉册尊脹滿太高。上有八色雷公。伊弉諾尊驚而走還。

聞也。見え給ひし間。聞ふとも思えざりける。既に銷失給ひては。其跡聞となりしな。或人云今世にても。天狗狐狸などの怪異皆然りと云る。然る言あり。○舉一片之火。記は燭一

火とあり。第六一書には。記傳云。た火とて有ぬべきを。一火とて云るは。古燭ハ二。三も。又いつも燃す物ありけむ故。た一ともすを。分て然云ならへるよ。又思ふ。一書は今世人夜忌一片之火云々とある。此は後人此書加へたる文と見ゆれと。さる云ならハ。古とありけむ。其忌事一。

火と云なせる名目を本へ廻らして。今こゝをも然云よも有へし。今世にも石見國などには。神は供る燈を。一つとすことを思て。必二口にも。又櫛を投ることも思むなりと。彼國人云りき。とあり。さるをまた重胤云。火を一燭すことい。古くても今くても。止事を得ざる事なり。故情思ふ。記は湯津々間櫛之男柱。一箇取欠とある。一方を取欠たるまで。片端をば殘せらるなり。然れ此の乘炬の事よの思て。此は一片之火とある。其正字まで。一火の木を數多合せす。唯一櫛たる木を。其任は燃して。物を見ることを忌なりけり。と云りなほよく考へし。○脹滿太高。私記は波禮多々倍利と訓り。脹字名義抄は脹俗字とあるを。和名妙脹字亦作脹。和名波良布久流。脹滿也。名義抄も右の如く訓みたり。御腹の駁るまで。是水氣に湛へ溜れるを云なり。但し右の私記の訓は疑はし。湛へ。とまそのあるへけれ。利は衍なるへし。○上。本はウへと訓るよろし。記傳云。上と云は上を云と。邊を云と二あり。凡て字閉の裏表と云て。裏の内表の外なるを。上も邊も。共外表なれば。本は同意なり。然るを後に。ウへハ上へと邊

分て二つの言とされり。と云れたる。此のウへの邊を云なり。○八色雷公。平田翁云。伊邪那波命の夜見國より逃返給ふ事の傳は。神代紀は二あるを。一の傳は遣泉津醜女八人。追留云々とありて。雷神の居たることも。それよ追れたまへることもなく。此傳は醜女の事なり。故此二の傳をならへてつらく考るよ。八色雷と云は。即て八人の醜女の事なむありける。醜女を雷と云むことはいかと思もあるへけれど。すべて伊加豆知とい。猛と嚴さを。神をも物をも弘と云る古言なり。然れ八色雷とい。彼醜女の猛と嚴かりし故よ。稱るなるを。一傳は八人の醜女と語り傳へ。一傳は八色雷と語り傳へたるまで。實は一物よそありける。其は一傳には。雷のこともみ有て。醜女の事なきを熟々思へし。又記に醜女の追奉れる事あれと返れることは。八雷神のみあるをも思ひ。合すへし。然るを。古事記の傳は其二を混して。醜女と雷とを別よしたる誤の傳なりけり。と云り。此説は據て考るよ。此ハ八雷公ハ。即て醜女にて。それ伊弉册尊は副居と云しを。上ハ八色雷公といひひあるへし。なほ此雷

公の第七、一書の雷神とい別なるものまで。上代雷といひしは、たゞ猛く怖
き物の名なること。次に擲雷ありて、その退走を鬼と云へり。又舊事紀は、
八岐大蛇の斷られ一躰を、毎段成雷とある。此雷も畏き物と云るなり。此
等合せ考て知へり

是時雷等皆起追來。時道邊有大桃樹。故伊弉諾尊隱其樹
下。因採其實以擲雷者。雷等皆退走矣。此用桃避鬼之
緣也。時伊弉諾尊乃投其杖曰。自此以還雷不敢來。是謂
岐神。此本号曰未名戸之祖神焉。

道邊記は依に。黄泉平坂の坂本なるへし。○大桃樹。守部云。桃ハ名義真
實ふるへり。大加牟豆實命の神語に因て、其實を衰て云そめたるなり。と云り

○用桃避鬼。私記は。避鬼を於爾乎不世又と有り。鬼ハ上ヨ有ハ色雷公
と云ひ。又雷等起追來。又雷等皆退去矣と云る。其を承て鬼といゆるなど。
此鬼と雷とい一物とて。彼鳴雷神など。甚異なる者とて。黄泉國の鬼物の。猛
と嚴きを云稱ふるを知へし。重胤云。和名抄は鬼和名於爾。或説云隱字音
於爾訛也。鬼物隱而不欲顯形。故俗呼曰隱也と有れども。此或説ハ甚
信用難かり。其ハ景行紀ハ山有邪神。郊有姦鬼と記させ給ひ。孝徳紀ハ天
災地妖鬼誅人伐。と云語などの鬼ハ。古ヨリ於邇と云語の有を以てなり。名義
抄ハ鬼字ハ於爾と有ハ更も云す。又字鏡集共ハ神も於爾の訓有り。又
魔を許々女とも於爾とも訓み。又和名本草和名抄等ハ。續斷和名於仁乃
夜加良。貫衆を和名於爾和良非と云る。惣て稱呼ハ甚々上れる世ヨリ。
號たる者ヨ一あれハ。遙ハ後ハ渡來る字音などを。得へからざる事固ヨリなれハ。
右の或説ハ信ハ難き者なり。玉勝間云。鬼といふものは即今の世の女
童などの云おはして。古き物語中昔の書とも

多々見えたるさまも全ら同じこと也。齊明紀、一本に宮中見鬼と見えまた於朝倉山上有鬼と見えたるは、いまもいとおになるを又同書の中に邪鬼鬼神姦鬼などあるは、おにとよめる所もあれと、たゞ悪き神を云へるなれば、そはよむべきにあらず。鬼をも神とほのことも、神をたると云へからすと云り。さて用桃

避鬼其の事の大なるは、十二月晦日に行はせ給ふ追儼の御式是なり。其の道饗祭詞講義も説たるか如く。其祭より出たる御式なれば、其祭と共に上古より行はれ來つるまで、此大桃樹の故事も起れる者なり。中務省式も、凡年終行儼儀云々以桃弓葦矢桃杖陰陽寮治進之。須克儼人事見儀式とある。此事を儀式より、于時陰陽寮官人率齋郎等候承明門外、以桃弓葦矢桃杖。須克儼人云々。訖陰陽師進讀祭文。其詞曰。今年今月今日今時云々。大宮、内爾。神祇官宮主能。伊波比奉里敬奉留。天地能諸御神等波。平久於太比爾。伊麻佐布倍志登申。事別天詔久。穢久惡伎疫鬼能。所々村々爾。藏里隱布留乎波。千里之外。四方之堺。東方陸奥。西方遠值嘉。南方土佐。北方佐渡。余里乎知能所乎。奈牟多知疫鬼之住加登。定賜比行賜氏。五

色寶物。海山能種々味物乎給氏。罷賜移賜布。所所方方爾。急爾罷往登追給爾。挾好心氏。留里加久良波。大儼公小儼公持。五兵氏。追走刑殺曾登詔訖云々。持桃弓葦矢桃杖碎瓦云々。殿宮中出自十二門付。京職とある是なり。此詞陰陽寮式又朝野群載等も出たり。右の罷往登追給爾を式には罷往登追給登詔爾と見え。又追走刑殺の下は物字有り。此即桃を用て。避鬼事の甚著明き者にて、河海抄も、始自禁中迄

于何家行之と有り。天下一般の風俗なりし故也。此も縁也と書して、其始を明せられたる者なり。然るを公事根源抄年中行事秘抄にも、此追儼を慶雲二年十二月は始れる由も、記させ給へるの語ひ難し。養老も奏上れる此御紀も、僅十餘年以前の事を以て、其縁也と書させらるまじく、且其道饗祭詞も、高天原爾事始氏。皇御孫命止稱辭竟奉と有る。如何も見させたりけむ。但其祭文も、陰陽師の言加へたるも有り。全き古文も、非れども、其趣意に至るは、凡人は得しと思得て、定む可き事ならぬ。節節の多在るは、古も

り傳來れる文を。本と爲るか故なること。云も更ふりあり。記云。猶追到黃泉比良坂之坂本時。取其坂本桃子三箇。待擊者。悉逃返也。爾伊邪那波命告桃子。汝如助吾。於葦原中國所有宇都志伎青人草之。落若瀨而惠惚時。可助告。賜名號。意富加牟豆實命。とあり。此の御謂よりして。桃の鬼物を制し。疾病を瘳すこと。他國までも今世も灼然きこと。書にも見えたる如し。漢籍に桃の功能あること。これを記されたり。○投其杖。波神の事。雷は投給ふことあるよと叶へり。これを第六一書より。絶妻之誓より後。即投其杖云々と。其帶衣禪を投玉へる例も爲るよと叶へり。又記にも御禊段に。故於投棄御杖所成神名衝立船戸神。とあるふと。共誤れる傳なるよし。第六一書波神の下よ云々。○雷不敢來。上の一書。御杖は伊弉冉尊は投棄さまへることある方正一かるへり。こゝ上は桃を齎給へり。雷等皆退走とあるを。重て御杖を投たまひて雷不敢來など詔ふまじけれりなり。○此本號云々。平田翁云。來名戸之

祖神ハ。來莫門之塞神と云義より。かの御杖を投て。自此勿來と障へ留め給へる門と成坐れり。如此御名は負坐るなり。武郷云。久那斗の斗は門。処。兩説あるれと何れよとあるへし。塞は。祖字を一も書ること。漢國より行神を祖神と云は就て。其意を得て書きたるのみならず。和名抄。道祖風俗通云。共工氏好遠遊。故其死後祀以爲祖神。漢語抄云。道祖佐倍乃加美とあるを。見此を師ハ後人の書加へるひかことなり。本號をさし置て。後號を擧へき由ふきものをやと云れらる理ハ然ることなれど。草薙劔の下よも。本名ハ天。紫雲劔と書きたる例もあり。神名式よも。後の号を擧て。細書は本名云々と記されらるも。彼是あるものをやと云れり。かく辨まへられたれど。此は後の書相異らされはなり。た。祖神と云事のありなしのみに。本名と云るおほつかるし。伊勢本は此十一字なしと云へり。また羽倉氏本は小字に作れりとぞ。

所謂八雷者。在首曰大雷。在胸曰火雷。在腹曰土雷。在背曰雜雷。在尻曰黑雷。在手曰山雷。在足上曰野雷。

在陰上白裂雷

所謂ハ伊弉流の延言なりと云る宜し。記傳ハ所言と云言なり。流々を由流と云ハ古言の格なりと云れしハひか言なり。所レ言ハ上と云るを指テ云々。又上文ハ言とれども。世ハ言ならへるを指テ云言なり。○八雷者云々。即ち泉津醜女なるべきより。上と云るの如し。其ハ人の醜女也。各雷の名もを負せたるものなれど。此ハ疑はしきよりあり。次云リ。○在首。此ハ上と上有ハ雷公と見えたるの如く。伊弉冉尊の御體は副居れるよしなり。記ハ成居とあるハ成顯れて。其處は居れるよしにて。於高天原成神と云るも同じ。此を其時生、出たる義也。記傳ハ見られし其ことたのり。○大雷。文德實錄齋衛元年河内國大雷大明神。式和泉國太鳥郡大雷神社。○胸ハ。記傳云身根の意也。○火雷。記傳云。諸雷の例よらハ。富能と能を添で讀ハの。きと似たれど。三代實錄ハ保浴雷神と云あるハ。即火雷神と聞ゆれ。なほ舊訓は從ふべし。○腹ハ。記傳ハ廣の意にて。原平なども同じ義ありとあり。丹鶴本ハ腋と作り。○土雷。舒明紀九年二月。大星從東流西。便有音似雷。時人曰流星之音。亦地雷云々。○背ハ記の御誓段也。曾毘良とあり。脊腹の義なり。○稚雷。記ハ宇遲能和紀郎子とあるを。此紀ハ稚郎子と作れされ。此も和紀雷と訓へ。三代實錄九。武藏國若電神。雷電ハひか寫しなるべし。式ハ山城國愛宕郡賀茂別雷神社。これを又ハ若雷とも式あり。○黑雷。記傳云。此名他ハ見あたらす。○山雷。野雷。此二の御名ハ。山神野神の亦ハ御名まで。石窟段ハ出たり。とれハ山神野神なるハ。ヤマツチヌツチと訓へ。今ハ唱を分つべし。本より別なる神なれなり。○陰上ハ。記ハ訓陰上云當登とあり。名義秀處まで。男女の陰處に置たる稱なり。記ハ迦具土神の陰あり。和名抄ハ。陰玉莖玉門等之通稱也。和名ハ載せず。とあるも男女ハ巨て云リ。山にも云る事。記紀に見えたり。草木にも云ること。倭名抄抄木部ハ伏苓未都保度とあり。松陰なり。○裂雷。重胤云。神代系圖傳と云もの。神樂岡明神者雷神也。号裂雷神是吉田之地主神

也。此岡有八雷神之垂珠。八方堆土以祭之。延喜式載霹靂神。坐山嶺國愛宕郡神樂岡西北者是也。と見えたりとあり○右の雷等の下は注せる神等。たゞ其名の例は引出たるはみなり。其神等のことなりと思ふべし。て記云。於頭者大雷居。於胸者火雷居。於腹者黑雷居。於陰者折雷居。於左手者若雷居。於右手者土雷居。於左足者鳴雷居。於右足者伏雷居。并八雷神成居とありて。此記と異あり。重胤云。此より其成れる所を一は首。二は胸。三は腹。四は背。五は尻。六は手。七は足。八は陰なるを。彼記は先なる迦具土神の御散り。山津見神の成坐る傳は等しく。一は頭。二は胸。三は腹。四は陰。五は左手。六は右手。七は左足。八は右足とて。前後二度共は同じき。却て疑有と云へし。何れも一ても此の八雷の事は至て。記記共は正しき古傳はあらず。と云れ。また平田翁云。八色雷の名は。いふ信のたゞ。此は決て神代よりの傳ならず。そは八色とはいふとも。唯は多くの雷と云事

や。後古傳を心得誤る世となりて。押書は雷神の名をことごとく拾ひ集めて。語れる傳なるべし。其古事記は。宇士多加禮許呂々岐豆。於頭者云々。并八雷神成居とあれど。神代紀は。所謂八雷者云々とある。所謂の字をことごとく思ふべし。後のことなること疑なきものぞ。又若くは神代紀の本は八雷公の名を入らむ。知へか。書紀にはをりたり。然ること見えたり。○武郷云。上の一書に。或所謂泉津平坂者不復別有。処所云々。と書入たる例をも思ふべし。借古事記は。その所謂と語り傳へけむ説を。即て本文は結したるものこと。おほはゆれ。と云れたる然る事なるべし。猶よと考ふべし。

一書曰。伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處。便語之曰。悲汝故来。答曰。族也勿看吾矣。伊弉諾尊不從。猶看之。故伊弉册尊耻恨之曰。汝已見我情。我復見汝情。時伊弉諾尊亦

慙焉。

所在處ハ。追至とある。黄泉國よ至坐せらる。灼馬し。通證ハ所在處ハ謂ハ是甚ク重胤云。此所在處云ハ。泉國に坐す伊弉册尊の御處を申すなり。古事記ハ於是欲相見其妹伊邪那美命。追往黄泉國。爾自殿騰尸。出向之云々。如此白而還入其殿内。と見えたる殿。則伊弉册尊の所在處を云なり。是鎮火祭詞ハ謂ゆる。吾波下津國乎所知牟止申氏。石隱給氏。と有る。後の。御在處なる者なり。○悲汝。加奈志ハ身染て思ふ事。弘云云辭なり。憐み愛むをも。悲嘆をも總て身染て思ふ心は。同一ければなり。萬葉集古今集を始。中古の物語なご。つひゆるやうみな爾なご。後世に悲嘆の意にのみ身にしてみてもほゆれば自ら其心に云なるかあまたある云やうなれども其はことに故にしお押轉れるありいよしはつひひさのいを弘し。さてこよてハ。憐愛意は云るなり。○族ハ。記傳云族ハ紀中親屬また親族同族なごあり。宇賀良と夜賀良ハ生族夜賀良ハ家族の意かほよく考へし。とあり。按宇賀良ハ内族なり夜賀良ハけハ家族なるべし。

と云ハ親む言なるべし。と云ハ伊弉諾伊弉册尊夫婦となり給ひしより。いと睦しみるつとみおもほせるから。今女神より男神をさして族と詔ひ。男神も又女神乎爾詔ひ。物ふるべし。○猶。重胤云。猶ハ直と同ト。其事を曲すして本の任よ爲る辭なり。故其事を黙止し不得。其上は行ふ事ハ常云り第九一書に。猶如生乎と有ハ。生平の如く成るるを。生平の如く爲るは依て。猶とあり。此も勿看吾と有を。得も從はせ給はず。其御心は任せ看行す故に。猶看之と有なり。○見我情。この文いと解か。山陰云。下文の見汝情ハ。きこえとれと。上文ハ見我情ハ心得す。形を見ここ云へけれ。と云れた。故熟考る。我が白す事を聞給はず。かと押立給ふ事ハ。汝己ハ我情を見果つるよこそ。さる情なき態爲玉ふハ。我復汝ハ情を見果つ。とらハもいや互ハ心を遺す事ハふしと云義ハ。とて伊弉册尊の耻恨み玉ふ御言ハ切なる對へて。故伊弉册尊亦慙よそ有けむ。猶能と考へし。とて重胤云。第六一書ハ。伊弉諾尊大驚

之曰云々。乃急去廻歸と見え。第九一書も。伊弉諾尊驚而走還。といわれ
とも。二神の此間よめる御問答の有けるを。彼傳共よ漏たるを。此よ傳いれ
る事甚尊し。然れ此よて。伊弉諾大神の其慙とせ玉ひて。御心の痿ませおは
しませ所を。速及しめ奉らせ玉へるよ驚きて。周章て逃走り還らせ玉へるよな
む有ける。然申し玉へる間に。速く伊弉冊尊の御方にては。其命追奉
らむ御支度などの有けんは。申も更なる御ことありかし。と云り。然
る説なり。

因將出返。于時不直黙歸。而盟之曰。族離又曰不負於
族。乃所唾之時。化出神號曰速玉之男神。次掃之時。化出
神號曰泉津事解之男神。凡二神矣。

因將出返ハ。女神の御狀の甚も可畏を見驚き給ふか上よ。御恨言の切なるよ。

恥給ひたり。重胤云此よ他傳の可し事共い。甚と事略し書れざる故も其。
梯梯の事。一片之火の事を始として。千人所引磐石を。泉津平坂よ塞る迄
の件々い。悉と書されざるハ。第六一書などの赴よ。然しも異らされいなるべし。
然るを此に直し引續けて。因將出返の文を。彼急走廻歸の場は書れたる故
に。伊弉冊尊の御所を。出返り坐むと爲る時の事の如くふれとも然らず。此ハ
其泉津平坂を放れて。顯國の方へ出返らせたまふ時の御事なり。然るハ己よ鈴
屋大人説を引て註せるか如く。此よ盟之曰族離。又曰不負於族云々と有
い。謂ゆる事戸の御辭よて。第六一書よ。與伊弉冊尊一相向立而。建絶妻之
誓と有る。其時伊弉諾尊の詔給へる御言なればなり。○不直黙歸。直よ歸
り給はずて。夫婦のみむつひを。絶給はむことを詔へるなる。重胤云。黙ハ万葉の
歌よもよみて。物事を其任よ措と事を母院と云。其母院ふる事を爲すを。母院
須と云り。俗よ徒なる事を。牟陀事と云ひ。徒なる言を牟陀言と云も。此よ

近ひるべし。盟字録倉本又古寫本よ。ナカロテと訓り従へし。本よウカウテ
 ウテの誤寫。紀中盟をしのひ。名義抄にも盟を訓り。典籍便覽よ。載書相約
 なるべし。曰盟。このる字なり。○族離の。上の一書よ建絶妻之誓とあるは同じ。夫婦の
 御むつひを断るまじむとなり。其の上件の穢と畏き有状を。御覽し。かの御後を
 追て來坐る御心の。失給ひつれなるべし。○又曰云云。此の書中の一説よ。
 族離と詔ひしを。まゝのくも言しと云の傳なり。さて不負於族。上の一書
 に所謂吾當産日將千五百頭。とあるを云へるなり。されと甚く略き過たるが
 如く聞ゆべし。古言なれなるべし。なほ訓注の下よ云を見るべし。○所唾之時
 化出神。本よ時化出三字なし。永享本よ因て補ふ。本のまゝよて言足らず。
 和名抄よ。唾和名豆波波。字鏡よ。唾口水也。液也唾也與太利。又豆波志
 留。又液の。小兒の口所出汁也。豆波支とあり。名義記傳よ津吐なるべしと有
 り。さて平田翁云。唾し給へる。彼穢き有状を御覽して。其穢きよ得堪給は

すての御所爲なり。今も穢物を見て堪ぬと思ふ。重胤説に。此は彼を厭へ
 ず。海宮遊行章一書よ。三下唾與之。又古語拾遺よ。唾。嬰而還とある。みな穢みて
 唾し給へるなるが其禁方の驗を現とし玉ふ御しわさるべしと云り。なほ考へし。○
 速玉之男神。本よ男下。神字ふきを。舊事紀よあり故今補へり。式よ出雲國
 意宇郡に速玉神社。紀伊國牟婁郡熊野早玉神社大。社。清和紀貞觀
 元年從五位下より。從五位上を授け奉り。それより次々見えて。長寛二年頼
 業勘文よ。天慶三年二月正一位とあり。熊野新宮と稱すは是なり。夫木集に。
 王なきの葉にみかける露の速玉を。結々の宮や光をふらん。新宮とあり。此哥は。早玉
 宮結宮の稱あるをよめるなり。此神此に祭られ給ふ由縁は。御母神伊弉册尊につ
 きてなるべし。故結宮の光を添へ玉ふ故に。新宮の神も。威靈のなほす由をよめる歌
 なり。結宮は。即熊野夫須美神にて。伊弉册尊なるべき事次に云ふ。さて國人の説に。
 建保縁起と垂跡縁起と併せ考るに。早玉神を飛鳥神とも稱へり。思ふに神代より
 今の新宮の湊なる飛鳥の所に鎮坐せし。飛鳥神と稱へしならむ。今に飛鳥社あり。川
 を飛鳥川と云り。新宮と稱すは。本宮よ對へての名なるが。其本宮と稱すは。即式同
 郡熊野坐神社是なり。主神家津御子大神。即素戔嗚尊とす。次に云。其ハ水鏡をほしめ。古今皇
 代圖説。扶桑記皇代記等よ。崇神天皇六十五年。始建熊野本宮とあり。

其御代より始て宮造りありしものなり。さて新宮の景行天皇五十八年より創まりしより。水鏡等よりみえたり。また那智社あり。此は後代に祭りしなり。是本宮新宮那智三社を合せて。中古以來熊野三所といふ。祭神はまつ本宮。熊野坐。十二社の内。上四社と稱する神殿の第一第二兩殿。合併一棟作。内陣は三座造。熊野夫須美大神。俗に兩所權現と云。又西御前中御前と稱。○栗田氏云此神は野牟須美神と見え。夫木抄にムスブの宮とよめるにて著く。ムスヒは産靈の義にて伊弉諾尊と共に國土山川草木を始めらゆる物を生むし玉へるより負坐御名なる。御子速玉大神。即速玉之男大神なり。御子とは。を鎮祭し。第三殿の家津御子大神。又伊弉册。即此宮の主神は坐り。俗に証誠殿と稱す。○栗田氏云。種を播生せし御功ませ。出雲國にては熊野大神權御尊と坐り。此尊水稱。此國にては氣津御子大神と稱。奉りしものなり。氣津御尊と坐り。第四殿は若宮と稱して天照大神を奉祀せり。かくて新宮の第一殿は熊野夫須美大神。又伊弉册尊事解を祀り。結宮と坐す。第二殿は。其宮の主神たる速玉大神。又伊弉諾尊も坐す。を祀り。稱。第三殿は。家津御子大神。又國常立尊も坐す。を祀り。俗に証誠殿と云。那玉大神。又伊弉諾尊も坐す。を祀り。中御前。第四殿熊野夫須美大神。又伊弉册尊も坐す。を祀り。西御前。即此社の主神は坐り。さてかといつれも内殿三所ある。熊野垂跡縁起。本宮傳記を始て。紀伊國內神名帳。天神三坐。正一位家津御子大神。正一位熊野夫須美大神。正一位御子速玉大神。と記せる即ち右三所の祭神よと叫へり。此三處の祭神を。古來とて誤り傳へて。何れをそれともわきまがたけれ。今栗田氏か。考証は據て辨へ記せり。なほ委しき意見等。其考証の書に記されたるを見るべし。○掃之時化出。本は時化出三字なし。永享本は依て補ふ。こも本のまよひ言足らず。平田翁云。此は何を以ていかよ為て掃給へん云事。今知へきよあらむ。若し御衣を補て掃給へるならむ。其も今も心よからぬ物を掃へるならむ。とては然爲る事有る思ふ。又思ふに。記。大穴半遲神の蛇また其公を避給ふ處。又此禮三尊打接云事あり。こも然る物を以

又國常立尊も坐す。を祀り。俗に証誠殿と云。第五殿御子速玉大神。又伊弉諾尊も坐す。を祀り。中御前。第四殿熊野夫須美大神。又伊弉册尊も坐す。を祀り。西御前。即此社の主神は坐り。さてかといつれも内殿三所ある。熊野垂跡縁起。本宮傳記を始て。紀伊國內神名帳。天神三坐。正一位家津御子大神。正一位熊野夫須美大神。正一位御子速玉大神。と記せる即ち右三所の祭神よと叫へり。此三處の祭神を。古來とて誤り傳へて。何れをそれともわきまがたけれ。今栗田氏か。考証は據て辨へ記せり。なほ委しき意見等。其考証の書に記されたるを見るべし。○掃之時化出。本は時化出三字なし。永享本は依て補ふ。こも本のまよひ言足らず。平田翁云。此は何を以ていかよ為て掃給へん云事。今知へきよあらむ。若し御衣を補て掃給へるならむ。其も今も心よからぬ物を掃へるならむ。とては然爲る事有る思ふ。又思ふに。記。大穴半遲神の蛇また其公を避給ふ處。又此禮三尊打接云事あり。こも然る物を以

辨給ふといふたがれを、其の文の尋ねられたる者まで此禮の如くなるものにて打拂ひ
 給ひしものあり。○號曰、本に曰字なし。今三島本よあるは従る。○泉津
 事解之男神。本に解字解と作り。解よては佐加と訓へき義疎し。但し記傳に、
 瑕之婢とある。瑕と同義として放り離る。意よて解字の意を通へりとのれど。秘閣本及信友校本に解字と作り解ひ
 佐加と訓む字なり。紀中にしかよめる處あり。朝野群載に度量の解に當るを坂と書り。必此字なるへし。故今改
 めつ。さて又此神、字も本よなし。今は舊事紀よ因て補ふ。さて此神、御名よ。
 泉津と負給へるよても。上の伊弉册尊所在處とあるは、泉津國なること思ひ合
 すへし。事解は要放コトサカの義よて。孝徳紀よ事瑕之婢とあるは等し。夫婦の契を
 放り離る。意よて。即其時よあたりて生坐れり。其を御名よ負せまつことなり。
 て重胤云。此神も速玉神と共よ。其本宮ハ出雲よて有へけれとも。式風土記共
 よ所見なし。若くは意宇郡速玉神社と。共よ鎮坐るよや。鈴屋大人の神壽後
 釋よ。熊野社と今、説よ。上社は中伊邪那波命。伊邪那美命。左早玉男。右

事解男なり。下社は。天照太神須佐之男命ありと云なれとも。式よ唯熊野坐
 神社と早有て。幾坐と云事なけれは。官帳よ入て式よ載れるは。主として祭る
 須佐之男命一坐耳よて。其余は皆添て祭る神よて。官帳よ入とる神なり。と
 有は然る言なれとも。然上宮下宮と。容易と別て祭るへきならされは。其上宮
 と云なん。意宇郡速玉神社ハ御在すへき。其社傳の如くハ。泉津事解之男神
 と。必並ひ坐む事。次よ云る紀伊國の例を以ても知へし。右の下宮と云るは。素戔鳴尊の本宮なるに
て紀伊國熊野坐神社の本宮なる事。下に云を見へし。大草郷熊野村に立せ御在
し坐すを内山真龍か風土記抄よ。速玉社在熊野村と云るは上宮を云か。別社
なる。然るハ紀伊國神社録と云ものよ。熊野本宮。伊弉册尊。本國神名帳曰。
 正一位家津御子大神。速玉男。正一位御子速玉大神。事解男として四坐
 なり。然るを通證よ引る。熊野垂跡記。又神名帳頭注等謂云々。本宮玉菊
 理媛。新宮玉速玉男。那智主事解男是社傳也。とあれは。其中よも主客の
 差別ハ有る者なり。然れハ其那智は事解之男神を主として。祀祭れる御社な

并けり。後のものなから。伯家神道書の中。熊野新宮速玉之男神。那智事
解之男神。そのあなも註しすへしと云り。いふまじきはしき説はあれど。事解
之男神の紀伊國にも祭られ玉ふ傳は。古よりありなりけり。

及其與妹相闘於泉津平坂也。伊弉諾尊曰。始為族悲及
思哀者。是吾之怯矣。時泉津守道者白云有言矣。曰吾與
汝已生國矣。奈何更求生乎。吾則當留此國。不可共去。

泉津平坂。本津字なり。今北野本應永本は據て補ふ。此字はある例なり。
○相闘は。重胤云。互みは御心背きて。疎々しく成せ玉ふを云て。謂ゆる絶要
之誓の御事を云たり。右に出たる族離。又曰不負於族と有る。其時の事を再
ひ云るなり。此は第六一書。伊弉諾尊已至泉津平坂。故便以千人所引
着者。遂其坂路。與伊弉册尊相向而立。遂建絶要之誓云々。と有る其を

云なり。と云れたるよりし。さて阿良曾布と云へる言。萬葉の歌にも見えて古
言なり。言意は荒より出て。互は疎々しく心の荒すさふなり。熱田本にアラカ
し。此の相闘を。闘戰の如くは心得て。二神の相戦ひ玉ひ。由よ云る説は。言
の本をもおもはざる僻説あり。○及思哀。山陰云此文いか。及字は寫し誤れ
るものかと云り。思哀は。記傳云まづ志奴夫と云言。戀志奴夫と。堪志奴夫
戀志奴夫と。三の意あり。さて戀志奴夫と。餘の二とハ意いと遠くして相互
らす。本より別言なるへし。堪志奴夫と。戀志奴夫と。近くして相通ひて聞
ゆること多し。まねひかねたと云は。堪かねる意も。戀しかねる意も通ふか如
し。されハ隠す方は。堪しねふより轉れるものなるへしと云り。まよ安藤野雁
説云。志奴夫は志那布と音通ひて。小竹などの靡ひ伏す如く。心の萎るを云
り。人を慕ふよ。然あるものなれなり。又隠忍も知られしと靡ひ伏して。顯れ
ぬより云ひ。堪忍も已を靡はしむるよ。皆其本ハ一言なりと云れたるハ。記

傳の説はまされり従ふべし。さて此の思哀の。總志奴夫意なる。万葉集の歌に
そのと多くありて餘の二ツに まれなりと記傳に云れたり。○怯。名義抄は怯字をツタナシ。又本
カナリと訓み。又雄略記は、 懦弱をも怯をも。ツタナキと訓る。相近き語
なるか故なり。名義抄は 懦をツタナシとあるを思へ。播磨風土記託賀郡
條よ。云都太波者云々。其怯哉故曰都太波 ことあり。さてこの文は。始妹
命をひたふるは 悲み慕ひ玉ふか余り。汚穢之國にも到坐し。又其は就て。
意外なる御事共の御在し坐しか 其を悔させたまへる御言よ。第六一書に
還乃追悔之云々と有と此と 是全々同じ所なるを思へし。今思へ。吾心の拙愚なり。今は速よ返ら
むと。詔ふ御言なり。 ○泉津守道者。本は津守ふし。今三島本は依る。名義
守道は字の如く。泉の道路を守る神なるよりなるか。 重胤説。第六一書に。
其於泉津平坂所塞磐石。是謂泉門塞大神也。亦名道返大神。と見えな
る。其神は在すなるべし。其は和名抄道路具。道遲漢語抄。知毛利と見え

萬葉四。手嬬女吾身之有者。道守之將問答乎。言將遣。為便乎不知。
立而爪銜。と有て其短歌。吾背子之。跡履求追去者。木乃關守伊。將留
鴨。と見えたり。 道守と云は關守の事也。けり。と云れたり。此神紀伊國神社
録新宮條よ。泉道守神社 在神 と云より外は。諸國は餘は聞えず。と同人云
す。 ○有言。此以下の御言よ。伊弉册尊の詔を。守道者。者の取傳へ奏すなり。其
を以て本にノタマフコトアリ ○吾與汝已生國。此は記は伊弉諾尊の。黃
と訓れども。余り漢籍訓也。 泉國は追往して。女神は詔へる御言よ。愛我那邇妹命。吾與汝所作之國。
未作竟故可還。とある御言よ。答奉りたるさまの御言なり。此一書之首よ。右
等の如き文ありしを。引つめて記せしものと見えたり。 重胤云。此は生國と
云は。作る事は關係り。記は所作と云は。生む事よも係りたるものよ。其始よ
天神詔命以詔云々。修理固成是多陀用幣流國 云々とあるを。記傳は此
天神の大命は。漂蕩へる潮を固めて。先國土を建へき基なる。磯取處島を成す

も始て。國土を産生す。善はこと経歴成り國なるを。保て神の徳也。神は
流るるは廣くして。産給ふ事。其末は存るなり。と云れらるる如しとあり。又
意は。平田翁云。初天神の大詔命ありまよく。國を生竟へ給ひて。既よ大
なる事業の成。竟坐れり。復更よ生まる欲し玉はぬよしなり。と云れたり。とて
國と云るよ。神また人はとらなり。万物をこめて詔へる御言なること。言まも更
なり。○當留此國云々。共よ國を生畢り給へ。今は返りても更よ何をか生成
む。吾は永く此泉津國よ留るへし。汝命と共に。此處を去て。顯國へを還へら
し。詔しんがり。

是時菊理媛神亦有白言。伊弉諾尊聞而嘉之。乃散去矣。

菊理媛神。纂疏本よ泉聞理媛とあり。とる本もありしよ。平田翁云。此神は
泉國よ本よ坐す神の顯國の神の知へらるる。此の状よ依て思ふよ。夜

見國に坐して。伊邪那美命よ副侍ふ神の如聞えたり。又名義も思ひ得れり。
試よ六の二柱神の御争の御中執持て。女神の詔ふ御言を。男神キコシヤ聞着しめ。
男神の詔ふ御言を。女神は聞入しめ奉らし。功は依て。負るるよて。聞入の意
めと云り。重胤云。物を聞く事を久々とは云をす。と云れたれ。御名と成りたる上
は。音の轉したるものせしならむは。久々理と云ましきにも非す。

さて此神の御事。重胤云。式よ加賀國石川郡白山比咩神社あり。社傳よ中
菊理媛命。東伊弉諾尊。西伊弉册尊。と云は然もあるへし。一宮記よ。菊理媛
命と見え。神社考詳節よ。神書抄云。菊理媛神今加賀國白山權現是也と
見え。二十二社注式よ。日吉神社條よ引る。扶桑明月集よ。客人形女第五十
代桓武天皇即位。延暦元年天降八王子。麓白山菊理比咩神也。と見えたれ
。其白山比咩神と白すは。即菊理媛神の御事よなん有ける。然るを大鏡よ
。伊弉册尊なる由みえ。和漢三才圖會よ。白山大權現。又号妙理權現祭神三
所。伊弉册尊。左菊理媛。右泉守道者。元正天皇聖龜二年出現。と見えたり。

和爾雅神祇門。加賀白山。新撰一宮記曰。中社伊弉册。左右菊理媛
 泉守道者。云て右と同説也。か諸説定らざる。就て考ふる。其白山比咩
 神と申して。神代より鎮坐は菊理媛神は坐て。其諸册二神の如き。信は其
 元正天皇御代より。祭つ初るなるへ。此に又異説あり。或書は改曆記云。
 三伊弉册垂跡也。又左峰老翁現云。吾白山輔佐也。稱小白山。又右峰老翁現
 云。吾白山彌也。即大已貴垂跡也。云り。此にては菊理媛神隠れて見え玉はず。
 此小白山と云ふ。下にいふ金劔宮の御事に。又劔宮と申すあり。諸神記は加賀
 はあらしか。然れば素戔鳴尊坐なるへし。又劔宮と申すあり。諸神記は加賀
 國石川郡金劔宮。河内 天照大神分身應現也。号光明寺。崇神天皇御宇天
 降垂跡給也。同天皇三十三年社立。白山妙理權現第一皇子也。妙理權現
 者。伊弉册尊也。あり。太平記二十。黑丸足羽云々。事の條に。延元二年越
 後勢云々。加賀國は暫逗留して。劔白山以下。所々の神社佛閣は打入。と
 見えて。劔白山と相並玉へり。神社考は載たる傳記に。金劔明神者本地云
 々。弘仁十四年。此宮と云れとも。例の佛と爲たるなれば據へからず。此劔宮

素戔鳴尊御在すへ。式尾張國愛智郡八劔神社。所祭素戔鳴尊
 御在。周防國佐波郡神社をも。社記は其神と申傳へ。又或書は日吉末
 社。劔宮素戔鳴尊とあるをもおもふへ。諸白山比咩神と申す。其菊理媛
 神は亦名は非ず。其地四時は積雪の絶ざるは依て。白山と云り。古今集
 消竟る時しふけれ越路なる。白山の名は雪を有ける。とあるを以知へし。又後
 撰白山は雪ふりぬれ跡たえて云々ともあり。如此云て。其雪を以て山名とせ
 る。外域は雪山氷山の名あるか如し。又此神社を詠るは。新千載別てなほ
 のむころもふかき哉。あとたれそめし雪の白山。又新拾遺ちはやふる雪の白山
 別てなほ。深きたのみは神そしるらんとあり。上よも云る如く。日吉客神宮と
 申す。此神は玉ならせ玉へるの故。新古今は日吉客人宮と謂て。左京大夫
 顯輔。年ふともこの白山忘れす。かしらの雪をあはれとも見よ。續古今客人
 宮と奉ける。後京極攝政前太政大臣。此はまた光をけてやとすかな。この

白根の雪の香野。たゞ見えたり。支徳實録仁壽三年十月後。加賀國白山比
 咩神從三位とあり。如此早と尊位より進ませ玉へるも。名神大社の列ならざ
 る。異しき事なり。百練抄に延久三年六月二十七日加賀國白山御体焼損
 云々と云ことみひたり。平戸記に仁治三年四月六日今日
 加賀國白山 諸此御名の菊を。久々と云は。其字音を借たるも然なり。和名抄
 郡名に。陸奥國菊多木久多とあるを。同字ながら國造本紀の。菊麻國造ハ久
 々麻と訓み。又和名抄上總國郷名市原郡菊麻久々麻とあり。但今本菊を
 葉に誤れり。
 肥後國なる。菊池久々知とありと云り。○亦有白言。本よ言を事と作り。今
 泉字本よ據れり。此は先「泉」字道者を以て。令申玉ひける。猶亦此神して。
 令申玉へる言あり。其は何をの申を。しめ給ひけむ。今知べきあらざる。難
 伊弉諾尊の聞入給ふへは御言なりし事は。次の文よ明らけし。○聞而嘉
 之。嘉字本よ善とあり。今泉字本よ因て改む。重胤云。此は唯菊理媛神の白
 言の。上なる泉字道者白言と云ふより。合せて聞余一語はせ給ひたる

り。泉字本よ聞と云ひ。唯神入。心よ職るを云を。此た。人の云事を甘ふ。聞
 給へるよ。先「職」字の意なる所なりとあり。嘉字は可字の意に借て書るよ。可
 と許ひ玉へるなり。善を本に善字を
 兼る義にはある。からす。諸注何れも解得たるは非す。○散去ハ。其御言を可
 と思ぼして。今と返去たまひ。平田翁云。散去は清寧卷よ各退とあり。
 師云阿良久とい。會有者の各々別れて。罷散るを云。齊明紀よ誘衆散卒など
 あり。疎く放るを荒と云。本一意なり。又俗言に。
 物の間を潤くするを。阿良久と云も意同じ。さて上件ノ事實。いともく
 止事ふき事なるを。古事記よ漏て。一日絞殺千頭。一日立千五百産屋と
 詔へる御争は。このみあり。書記の餘の一書等よも。傳洩たるを。此一書よのみ
 傳はりて。散去の事までいと詳なる。殊よ珍重へき一書なりけり。と云れたる然
 る言なり。

但親見泉國。此既不祥。故欲濯除其穢惡。乃往見粟門及

速吸名門。然此二門潮既太急。故還向於橋之小門。而被灌也。

但云々は重胤云。上は聞而善之とある。其は其よりて。其事からの摠ての御親彼穢き泉國は往坐しなど。御上は取て。不祥き御事なるが故也。其意を反して。述る所なるが故也。此は但と云り。この○粟門は。阿波國板野郡と淡路國三原郡との間合は在る門として。古より世は名高き。阿波の鳴戸と云る是なり。仙覺の萬葉二巻は引る風土記も。半夜戸と云るも。此鳴戸を云よそ有む。其は右の鳴戸を。阿波よりの渡口は。無養と云ひ。淡路よりのを福良と云れはなり。土左日記に夜中許に舟を出して。阿波の水門をわなるとあるは同じ水門なれと鳴門より二三里も隔たりたる所まで今門筋と云處なりと小杉楳平田翁云。此鳴門は阿波と淡路との間は在て。伊弉諾尊の大宮は。其淡路の傍なる。磯取鹿島は在しといひ。先其近き粟門を見たまひけむと云り。

さて其潮急は過たる故は此より西とて。速吸名門を見給ひは往坐しなり。○速吸名門。神武紀に速吸之門とあり。名は連聲は引れて。轉れるなり。速吸は。其湍の速く地底は潮を吸入る義なり。其地理は。重胤云。神武紀に天皇東征親帥諸皇子。舟師東征。至速吸之門云々。臣是國神名曰珍彦。釣魚於曲浦云々。往至筑紫國菟狹と見えたる。菟佐は豊前國の南の竟なれば。速吸名門豊後國なる事灼き者なり。其曲浦と云るあたりの通證は。豊後國海部郡佐賀關下浦有地主神。稱珍宮祭珍彦云。社説曲浦為上浦と云れば。和名抄郷名は佐加と云る是なり。然れば速吸名門必其邊なるべし。口訣は。速吸名門豊後國海部郡。在早吸日女神社と云るは然る言ふり。式は豊後國海部郡早吸日女神社。或説は。速秋津比賣神今在佐賀郷と云り。國人の云は。今佐賀關の早吸六柱大神宮と云は。早吸神社は。非ず。海部郡佐伯。注。入津浦は當社有り。入津と官浦との。雙ひたる浦なり。諸其早吸神社は。

坐す地より下滿江浦と云沖より佐賀關まで。早吸瀨と昔より里人も身人も云傳へたり。然れハ早吸日女神社は、右の入津浦なる事明らけりと云り。其取名門と云ひ。早吸日女神と云るは、其地名に依りて負坐る御名なれば、實に由有る神坐なるべし。なほ記傳も云れたる言もあり。考合すべし。○潮既太急。既にハ盡の意なり。古言なり。○還向還と本宮ふる穢取盧島の方より還り坐を云ひ。さて改て日向の方より向ひ行幸ふるべし。○破濯。本より破を拂ふ作り。今集解又竹屋光輝氏藏本及元々集引るも從て改む。集解云按唐韻曰破音拂蓋因音誤者。と云り。此は訓より誤れる者とすべし。

于時入水吹生磐土命。出水吹生大直日神。又入吹生底土命。出吹生大綾津日神。又入吹生赤土命。出吹生天地海原之諸神矣。不負於族此云。宇我邏磨梳草。吹生と云。下は吹棄氣噴之秋霧所生神とある如く、御氣を凝し給ひて吹

出給ふ。其御氣に坐坐るよしなり。平田翁云。た所成坐と云は、何處よりいかに成坐ると云こと詳ならぬを。吹生と云るはと詳かにて。彼穢を被へてむこと。所念疑して。坐坐る趣よく聞え。將矯其枉而なとあるも。熟符へればなると云れ。又重胤説も。吹生は解除の主と有る事まで。甚美たし。諸此は神等の坐坐るも。其大御身は水を濯き清めとせ給ひ。又其汚穢を氣吹き掃はせ給ひ。愈々益々清々として成給へるに隨ひて。次々御子神等の顯はれ出給ふ。全と其事は因れるが故に。此を解除の專要と有る事なりと云なり。吹生と云事。實は力を入れて思へき所なる者也か。と云れたる。共に然る説なり。○磐土命云々。磐土命は上の一書なる表筒男命。底土命は底筒男命。大綾津日命ハ大任津日命。赤土命は中筒男命と同じく。皆言通ひて。上の一書と同一き神等なり。但し山蔭に大綾津日神。即大任津日神なるに、大直日神より底筒男命と云。此水に入。後には坐坐る次第いか。又磐土は表筒男赤土ハ中筒男。底土は出る次第いか。と云り。○大直日神。記する上の一書とも。いつれも神直日

神大直日神二神なり。然るを此と四時祭式鎮魂祭と。大直日神一柱耳なる。生坐り一其始一神よて渡らせ給へとも。神直日神と分身一給へるの故よ。二神は傳はれるなるへき事。海神等また底中上筒男神等は。各三柱に成坐れとも。合せて大綿津見神とも申す例あり。大己貴命など。其和魂神荒魂神と。三神は分れ坐て。天下を經營らせ給へり一事も。有ける者をやと。重胤の云れたる然る説なり。記は柱津日神も。二神は傳はれる事此と同一。○大綾津日神は大柱津日神也。名義は。記傳云綾と禍の意よて。あやまつ。人をあやむる。なとのめや。又さるるあとのあるを。俗にあやのめと云。またわやく者なとのあやみな禍の心なり。語も通へりと云り。三代實錄元慶三年三月。授下野國正六位上綾津比神從五位下と見ゆ。とれと此は異神かも知かたし。○天地海原之諸神。天地を本よ大地とあり。今黒羽本備考また伴藁蹊の本よ。天地とあるよ。从る。とて天地の神とい。天照大神月讀尊素戔鳴尊。三柱を申し。海原の神とい。海神三柱を申せるなり。底土赤土磐土命等。已

に御名出たれ。此中に入らず。三柱の珍子を。天地の神と申す事は。天照大神よ。授以天上之事。云々月讀尊可_レ以配_レ日而治_レ云々。本。書素戔鳴尊者可_レ以治_レ天下也。書など見えたるよて。天地の神とる事明らか。とて此一書も。第六一書と同一と。御授の後よ。此神等の生坐りとせる。誤れる傳説なること。本書の下よ云るの如し。○宇我遷磨梳草。此注平田翁説よ。遷字上よ邇字脱たるなりと云れたる。本文の字よ就て。あおはるれど。本のまよても。其意よ通えざるよいあら。かこまよ云る。却りて古言なるへ。とるハ族離も。離_ニ於_レ族の義なると同じ事なれ也。記に度事戸など此例なり。此を事戸を。と訓るハ非也。強て邇字を。補ふるハさかいらなるへけれハ。今は本のまよてあるなり。また梳を本よ梳_ニ作りたれど。今類史本よ従ふ。山陰に昔を耳の誤あるよし云れたるも非なり。下卷に梳此云。波音。音之移反とある例もあれハ。本のまよてよろし。

一書曰。伊弉諾尊_ニ任_ニ三子_一曰。天照大神者可_レ以御_ニ高天

之原也。月夜見尊者可_三以配日而知_二天上之事_一也。素戔嗚尊者可_三以御_二滄海之原_一也。既而天照大神在_二於天上_一。詔曰。聞_三葦原中國有_二保食神_一。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受_レ勅而降。已到_二于保食神許_一。保食神乃迴_レ首。嚮_レ國則自_レ口出_レ飯。又嚮_レ海則鱒廣鱒狹亦自_レ口出。又嚮_レ山毛麁毛柔亦自_レ口出。夫品物悉備。貯_二之百机_一而饗_レ之。

重胤云。此傳の位置は。何處に在_レべきと云ふ。瑞珠盟約章よりハ後。寶鏡開始章よりハ前_二在_レべき文なるを。別_一一章_二立つる程の事_一ともなふ。又勅_二位三子_一云々に。聯ける文なるの故_一。此章の終_一ハ有_レなり。と云り。按_レ此一段記の御事として傳たり。今何れを正_レしとも定めかねければ。記に據_レて説むには。右の如く見てあるべき文なれど。此本文のまゝに。月夜見尊の御事を見_レむは。此處に在_レて

も妨_レぬるべし。但し寶鏡開始章よりハ前_二在_レべき事_一ハ論せし。○高天之原。の之_一字。永享本_二无_一。○天上之事の上字。永享本_二有_一。○滄海之原。海_一下之字ある。此も永享本_二永和本_一になし。さて滄海之原。上_一滄溟と云ふも同じ。此國土を云古言なり。され此は上の第六一書。素戔嗚尊可_三以治_二天下_一。記_レ所_二知_レ海原_一とあるは同じ。正_一き傳説あること。次々云ふ如し。さて滄海原と海との異あるよし。上は既_レ云へれど。なほ平田翁の説を撮_レていは。まづ滄海原といふ。此國土を押なへて云古言にて。天照大神は高天原。素戔嗚尊は滄海原と相對_レて。天と地とを依_レ別たまへるなり。然るを漸々。さる古意を失ひもて來_レて。海と滄海原とを混_レよ云ふことなり。誰も今までも思_レはざり。か_レれ。素戔嗚尊は可_レ御_二滄海原_一と詔へら。此國土悉知看せと詔へるなること炳然ものぞ。漢籍にも統御四海といふ語あり。治滄海原といふも。よく似たる言なり。御四海といふ。海を御といふ事ならぬを思ひ合せて。治滄海原といふ言の義

を辨ふへし。と云れたり。下よ云ると考合すへし。○在於天上曰。舊事紀本曰。此上よ詔字ある宜し。なほいは、詔曰の間よ。月夜見尊の四字必あるべきなり。山陰よも然云れたり。○葦原中國は。重胤云。國號考よ葦原中國は。本天津神代よ高天原より云る号よして。此御國なから云る號よ非ず。諸此號の意は。甚々上代よは四方の海濱は。悉く葦原よて。其中よ國處は有て。上方より見下せし。葦原の巡れる中よ見えける故よ。高天原より如此は號けたるあり。と云れたる如く。天上よも天原よも高天原よも。對へ云稱なるを以思ふよ。此大八洲葦原瑞穂之國とい異よして。大地萬國を統て云名よて有なりけり。故葦原とい云ず。唯葦原中國と耳云り。是其萬國を一よ混か—云と。萬國の中より其真秀なる瑞穂國を。殊よ抽出て云との差別なる者なり。但瑞穂國号は。彼齋庭之穗を。事依。授奉給ひて。其皇御孫尊を天降し奉らせ給へる。後に起れる稱なる事。下卷に説を以知へし。其時よ唯大凡に葦原中國と云ひ。限りて大八洲國と云りし者なり。と云るは。説ふ。○保食神。和名抄に日本紀云保食神名和

宇介毛知乃加美。保猶保持也。宇氣者食之義也。言是保持食物之神也。とあり。重胤云。此は私記の説と聞えたるは。實よ然る言なり。母知右よ見えたる保持の義なり。大忌祭詞よ。御膳持須留若宇加能賣命登。御名者白氏とあるも。專其意なり。又古事記に。食物乞大氣津比賣神。と見えたるも。其御食を保持ち坐神よ渡らせ給ふか故よ。乞し給へる者なり。又攝津風土記よ。稻倉山。昔止與時可乃賣神。居山中以盛飯。因以為名。又曰。昔豐宇可乃賣神。常居稻掠山。而為膳厨之處。後有事不可得已。遂遷於丹波國。比遲乃麻奈韋。地名と見えたる。其盛飯と云ひ。為膳厨之處と云ひ。共よ其宇氣を保持ち玉ふか故也。神祇官よ坐す御名を。大御膳都神と申す事。祈年祭詞よ見え。又其を御膳魂神と申す御名。四時祭式鎮魂祭條よ見えたるか如し。此大神は。も。天津日繼の瑞穂の神よ御在し坐て。此大八洲國を葦原千五百秋瑞穂國と名よ稱へて。天下萬國よ比類なく尊き御事も。此大神の御

靈物を以て云なり。云々○爾月夜見尊云々。如此爾某云云。其御命を令受持め。まゝ此事其人と。指著て云ふ時の言まで。例ハ神壽詞ハ。神魯伎神魯美命宣久。汝天總日命波云々常陸風土記。我前乎治奉者。汝聞勝看食國乎。大國小國事依給云々などあり。なほ此例ハ。垂仁紀一云。今汝御孫尊。悔先皇之不レ及云々。○就候之。平田翁云。大御神のゆつなけり。かゝ詔ひ出玉へる事ハ。幽き所由あることなるへしと云。○已到保食神許。平田翁云。此神ハ其生坐る時より。此程まで此國ニ住居ませるを。其地ハ何處なりけむと云れたるの如く。此神の産土ハ知むたけれど。重胤ハ。阿波國なりと云へれと信かたし。今月夜見尊の到り玉ひし處ハ。山城國葛野の地より。此神の坐し處ハ。攝津國稻倉山なるへし。山城風土記。月讀尊受天照大神勅。降于豊葦原中國。到于保食神許。時有一湯津桂樹。月讀尊乃倚其樹立之。其樹所有今號桂里と見えたり。其地ハ初て天降り着給へりけむ。さて此神の坐志。稻倉山の事は。

上に引る攝津風土記に見えたる如となる。山城國葛野郡桂里より。此訓部を隔て、攝津國なれ。其便りハ因らせ給へるものと見えたり。さて此以下此事ありし。稻倉山よりの事なるへし。○齋國出飯。國ハ田津物の生出る處をいふ。此ハ次の海山に對て。暫く國とい別言。なるあり。故クガト云も國處の意なり。纂疏。國者百姓之所居。飯則人之所作。故向國出飯と云り。さて飯ハ五穀の食用となれる總名なり。故に粟飯麥飯。など云るなり。○向海云々。又云。海者鱗介之所在。故向海出鱸廣鱸扱とあり。記傳云。和名抄。魚背上。鬣也。和名波太俗云比禮とあれども。比禮ハ背上。鬣のみならず。左右あるをも云。波多と左右あるをの云て。背上なるを云へからず。然るを波多も。鱸字を用るハ。背上なるを比禮と云。此字を用るなるへし。さて。鱸廣物鱸扱物は。魚の大きふる小きを云る古の雅言なり。鱸ハ毛柔物毛。萬葉二十。鵜河立取左牟安由能之我波多波。爾之鱸者。魚物といふ。これらも魚ハ鱸を主としていふ云り。童蒙抄。鱸のせは物とありと云り。

名義端垂たるへ」と重胤説なり。○齋山云々。纂疏。山者禽獸之所。在。故
 向山出毛鹿毛柔とあり。大波詞後釋云。和名抄に獸和名介毛乃。畜和名
 介太毛乃と有ハ。相誤れるなるへ。神代紀。同し續きの文。畜産と訓み
 獸と訓る。正しむるへき。皇極紀天武紀。六畜をムクサノケモノと訓り。
 然れハ畜は介毛乃。獸は介太毛乃なり。諸介太毛乃は毛津物の意。介毛乃ハ
 飼物に加比を切めて伎なるを。氣と云るなりと有る説よろし。記傳の説は
 重胤云。賀茂翁説。毛能和物は鳥を云ハ。毛能荒物の獸を云と云れたり。和
 名抄羽族體。毛訓爾細弱毛也。又禰從文選海賦云。鸚鵡禰從。師説布久
 其外。なと有ハ。何れも羽を毛と云るふり。今も鶴毛衣など歌詞に詠り。諸其を
 羽と云ハ。鶩つ。飛擧る用を以なれハ。鳥もも毛と云ハ本より也けり。此を以思
 ふ。鳥ももあれ獸ももあれ。其其の人の食用と成る限りハ。此は出来たる事灼
 然しと云り。さて獸ハ上古は常は食りし事ハ。此の古事は更なる。祝詞共ハ

所見たれハ。神も奉られ。又常は人も喰ふ事とてありしなり。下卷山幸の處
 但し畜を思て。獸を思てしなり。其畜を思む事ハ。古語拾遺。御年神の牛
 空を穢と爲しまへりけむ。御饗は唾して怒給へるを。次ハ白猪白馬白鶏ハ神の
 乞給へる内。白馬は乗せ玉ふ料なるへ。白猪今云豚の白鶏ハ。弄物また使
 物の料。乞せしまへりなり。重胤ハ白猪を食料なりと云れたれハ。色の白
 ハ食ふへ。畜ハ食ふへからざる証なり。なほ次の牛馬の下。記ハ。自鼻口及尻。
 種々味物取出而。云々とあり。聊異なり。○百机。記に百取机代之物とあり。
 記傳云。百ハ其數の甚多きを云るなり。必しも百に限
 村能登利。此ハ持の如。書紀ハ百机とあれども。これハ机の數を云ハハ
 くあれども。此ハ百人持にて。机の數多きを云ハハなるへし。さて其机の數多きを云
 中に。自ら置物の色目の多きことハはもれり。さて百人を百とのみ云ては通えざる
 か如くなれども。此ハ例あり。千人所引石をチヒキイハ。又雄略紀の歌に五百世
 經ると云ことをイホフと訓り。此等人また世と云辭を。畧ける云さま。全ク此と
 机は坏居。て。飲食の器を居る由の名なり。和名抄に。唐韻云机案属也。

和名都久惠とあり。坏居を本にて。又和名抄文書具に。書案俗云不美都久惠。押坐凡の約りたる名にて。脇足の類あり。さて古書に。○備貯。口より出たるもの。字の案几机など通をし用て。みな坏居の意なり。○備貯。口より出たるものを。悉く御饌物は作り備て進るなり。今も神は奉る事を備と云るも是に貯の。雑へと云ふ同じ。繼躰紀なる御歌に。麻左棄返羅。多々企阿藏播梨とある。その阿藏播梨も糾とて。真赤葛を以て髪とす。髪は糾る意を以て。女男手抱き交する意まつけ。また萬葉十三香黑髮丹。真木綿持。阿邪尾結垂。この今本尼を厄に誤る。阿邪尾も。雑へとて。髪は木綿を雑へ結垂るなり。人の字も交名の義にて。名は交へ呼故なるへ。谷川氏云。童蒙頌韻に父をよめり。俗はませるを。あせるとも云り。此も海山の種々の物を。雑へ備ふるを云なり。○饗。重胤云俗は人を饗應する事を。振舞と云る是なり。諸阿閉と云は令遇の意にて。酒食を我より持行て。人を饗應す。また人をも我の許に令請て。酒食を幣する事にて。其向の人は食物以て。遇待を云なり。常は同一處に居る人に。食物を進むる事を饗と云す。行來

しての上ふらのを。然云る事無し。名義抄は饗字を。阿布とも阿閉須とも。阿流自ともある。其阿流自は。海宮遊行章第六一書に。設饗百机。以盡主人之禮。と有て此と同一と。饗して客を饗應す事にて有なり。故もテナスと云あるじを爲す。と云り。

是時月夜見尊忿然作色曰穢矣鄙矣寧可下以口吐之物敢養我乎。廼拔劔擊殺保食神。然後復命具言其事時。天照大神怒甚之曰。汝是惡神。不須相見。乃與月夜見尊。一日一夜隔離而住。

忿然作色は。面火照の意にて。怒れる顔色を云なり。怒る時の其氣逆上りて面に表る此を云也。紀中作色愠色赫然なども其の訓り。○穢矣鄙矣。重胤云。此は記に立伺其

態と有の如く。其御饗は物を御厨まで料理らせ給ふとして。國は向の海は向
 ひ。山は向ひなごして。御口より出給へるを。作具へ奉進らしむを。始より立御
 ひ見行し御在し坐し故も。穢らごとも鄙ごとも宣給へるなり。穢矣い食
 ふべき物を。口より出。穢汚として奉進れる。所思せる御言なりと云。○
 寧をムシ口と訓る。古言なるへけれと。類聚名義抄。其外古き字訓の書ともま
 見え漢籍に無寧無乃をも。共に同訓によ
 み來りて。古語 古歌などいまた見及はされぬ。其詞の意考ふべきよしなり。
強て按ふに。ムシ口は若の義か。呂は助辭なり。若も云々の事ありては。前方より
 心おかれて。危む意か。此の總ての意は。此今進る物ども穢か鄙かも然るもの
 てたてまつるへしやは。若のいなる道理はありとも。口より吐出つる 穢物を奉進るへけむやと。危も宣へるはあらしかなほよく考へし。○口吐之物
 は。重胤云口より吐る物まで。上は目口出飯ども。亦目口出ども云る是な
 り。其は今ハ御厨にて。料理り備へて饗し奉給ふと雖。其物質としも。口より
 吐出し給へり。其原は就て。然宣へる者なり。記に爲穢汚而奉進ごある是な
 り。と云り此口吐を。本はクナヨリタクレルと訓る。此の第四一書は。問

熱懊惱因爲吐と有ごハ異して。今は奇靈なる御態も。口より食物を出した
 まへるを。月夜見尊の其を怒り玉へる口實も。病などして物を浚出す状も。殊更
 り罵り玉ふなり。同く口より出玉ふなれども。其意ハ格別なりと知へし○養
 我。本は養をカフと訓れと理なし。永正本鎌倉本はアフと訓り。カはアの誤
 れるなるへし 從ふへし。とて按ふ。養は饗の誤ならんか。字形もよく似たり。○擊殺保食神
 本は保食神字无し。今永享本應永本は依て補へり。山陰に。擊殺下も。保食
 神となごてい言たらすと云れたり。平田翁云。擊殺ハ擊て殺し給ふともハ非ず。
 擊はわろと添たる辭まで。實は斬殺し給ふなり。抜劍とある。
 を思ふへし と云り。記云。立
 伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣云々。矢野玄道説に。此神の
 殺されし玉ひし地は丹
 波國の與謝郡なるへきよ
 し云り。なほよく考へし。 ○復命云々は。保食神の御態をも殺し給ひしご
 をも。具に申玉ひしなり。記傳云。加幣理言ごハ。使人の還て申言ご云意にて。
 加幣理ハ其使も係る言ふり。然るを今京になりて後。答歌を返しと云から。加幣
 理言をも。彼方の答言の意と思ははたがへり。漢文は

復命云復はかの返しと云に當れり。加幣理言の加幣理には當らず。とあり。○怒甚と。平田翁云。大御神の此時か之甚と怒り坐る。大御心のほご窺ひ奉る。初勅して宇氣母知神を候せ給へる。彼神の宇氣の神徳の大きに坐す事を。かひて聞看坐ましける故。ゆひしと所患坐す。其は聞看保食神と詔。其功徳のまといひかならむ。候て來玉へこの御心まで。物し給へるなりけんを。果して大御神の所聞看おき給へる如と。神徳の坐々ける。擊殺一玉へるよし白玉ふに依て。彼怒り惜み所思看す御心より。かひ怒り坐るなるへし。と云り。○惡神。此は此般の一事を就て宣へるまで。摠ての御上より傳れる大御言より非るなり。とるを惡神と字は泥みて。御性の惡き神ぞなと思ふべきあり。今世の言にも。一時の過を咎めて。めし人惡事といふと異なるか如し。此も其例なり。此は漢文に翻すとて。まゝに惡はしくなれるなり。上に嘉字を可字の意に書るなども。思ひ合すべし。○一日一夜隔離云々。大御神と月夜見尊。高天原に坐なから。一日一夜の間暫時隔離れて。宮殿を異に任玉ふを云なり。永と放り玉ひしはあり。然る

夫考云此一日一夜のいふは。かに見ても心得たし。故思ふに。此は古傳より日夜とありけんを漢文を潤色して。一日一夜といふ書きたるにやあらむ。凡て此紀より然る類多ければなり。日夜隔離と。大御神の高天原に坐。月讀命の夜之食國に坐。云なりと云るは心得す。月夜見尊の夜食國を知しめすは。大御神と相並はして。高天原に在なから。月國を知しめすは。有ける。隔放りて。夜之食國に入坐し。事古傳に見えず。もし此時より夜之食國を知看すこと。なりしとせば。潮之八百重を。又阿耨より知看すこと。ありしと。か爲む。此にて其説の叶はることを喻るべし。さて保食神を殺し玉ひしを記に。素戔鳴尊の事とせり。これに就ても。三大考に種々云る事とあれ。總べて信かたけれいとらす。

是後天照大神復遣天熊大人往看之。是時保食神實已死矣。唯有其神之頂化爲牛馬。願上生粟眉上生蠶。眼中生神。腹中生稻。陰生麥及大豆小豆。是後重胤云。此は再度の大御使を。天降し玉ふ可めれ。少の其間合を隔たるなるへし。紀の例其所まで直に在るを。是時と記され。少よとも猶豫あるを

予時と書され。其事は指次ながら。其間合あるを是後と書き。其事を記りて
 事は改る時よ。然後と記されたり。心を着へトと云り。然る言なり。○天照大
 神。又云此よ。産靈神の御事を漏し奉られたるよ。記よ。故是神産葉日御
 祖命。令取茲成種とありて。天照大神の御事を漏し奉られたり。然る高天
 原よ於て。物爲とせ玉ふ天神量の御事ハ。何時も皇大神を主宰として。
 産靈神ハ。必預奉らせ玉ふ御事なる故よ。或て並載られ。或ハ何れハ其
 片方を以て記し奉る。古書は例なるを思へし。其は皇孫天降の神量の御事
 を。天孫降臨章よ。高皇産靈尊一柱の御名耳を記し。其第一一書よ。唯
 天照大神と耳あり。其第二一書ハ。天照大神と高皇産靈尊とを更々
 載奉るを以知へき者なり。祝詞ハ何時も。高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏
 高御魂神魂命乃云云とありて。此よ。皇天能神王
 皇太神の大御を漏し奉れるもおなじと云り。○天熊大人。本は大字无。山
 陰云。人の上は。大字あり本宜しと云り。然る説なり。伊勢本小篠敏校本は

大字ありと云り。故今補へり。但し山陰ハ。三熊之大人齋之大人など。大人ハ
 れたれ。此紀神名人名すへて之字を以加へり例なり。且其引れたる三
 熊之大人齋之大人など之字衍ならむ。知かたげれ。偏に云難し。舊事記ハ
 も。次よふるも。大字あり。明應本ハ。大字ハ。訓に。名義重
 胤云。熊ハ借字として。美稻を云る古言よ有む。倭姫命世記ハ。垂仁天皇
 二十七年の處よ。皇大神御前。懸久真爾懸奉始支云々あると。懸久真ハ
 懸稻^{カクネ}とて。神嘗祭詞ハ懸稻^{カクネ}と見えたる是なり。皇太神宮儀式帳ハ。久麻良
 比神社一處。稱大歳神。兒千依比賣命。と見えたるも。久麻ハ稻^{カクネ}良ハ助辭
 比ハ飯なるへとや。故古よ稻を久麻と云事二証あり。又和名抄郷名ハ。石見國
 邑智郡神稻^{カクネ}之呂^{カクネ}あり。淡路國三原郡神稻^{カクネ}之呂^{カクネ}あり。神稻ハ義を以て云
 るよ。言ハ稻^{カクネ}實なり。然るを肥前國高木郡神代^{カクネ}之呂^{カクネ}も。本ハ神稻^{カクネ}と同じ
 訓なりけむ。字は依て加無と訓誤れ。し者なるへ。和名抄祭祀具ハ。精
 米和名久萬之禰。精米所以享神也。有れ。美稻^{カクネ}ハ近き言なり。故思ふ

久麻は咋味なり。世中よ食と咋ふ物いしも多と有れども、其有の中よ、美味
 き物に稻なる故よ。久麻と云なりけり。武郷云。中山信名説に久天熊大人は、
 天熊大人と云よ異ならずなん。故其月夜見尊の大御使として、出生し後よ
 復被遣たる神は坐せし。其天熊大人も、並々の神よ御在し坐せし。必貴き
 列の神は御在すへきふと云り。○往看之。平田翁云。此ハ宇氣母智神の殺
 され玉へるを、甚と惜み玉ふ餘るよ。月夜見尊の殺し玉へる由ハ白一玉へとも
 し生居給ふことあらむむと。猶ゆかしく所思看ての御使也。保食神實己死
 矣。とあるよ心をつけて。此大神心を想像奉るへし。○實己死矣。此大神願
 御身ハ。慮らざる禍事にて神避坐せし。御魂ハ衣服食物住處よ幸給ひて。今の
 願よ此大神の恩類を。蒙らぬ人なきよて知へし。別て稻穀を生幸へ坐す事ハ。
 天照大神とへよ。齋き奉玉ふまでも思料り奉るへし。○頂は。和名抄形體部
 よ。頂顛。顛訓伊太々岐。頂也。顛頭上也とあり。名義抄よも頂顛を个

々、キとも、イタ、クともあり。又頂よも顛よもイタ、キと訓まれ。字鏡よハ
 顛頂の二字を然訓り。重胤云。万葉よ伊奈太吉とある。奈字ハ多を誤れる
 なるへし。和名抄天地部よ。巖山頂也和名伊太々木とも有て。山頂よても頭
 上よても。其至りて高さ極なる所を。伊多太岐と云るハ。至高又極高の義と聞
 えたり。然れば彌以てイナキハイタ、キの誤なる事知らる。多と奈とは草体よ
て似たる字なり今も貴人より物を賜るを戴くとも云。頭上に捧けて恭々し
く受賜はれは云なりと。云れざるハ然説なり。○化爲牛馬。頂よ牛馬のなれるハ。軒遇突
 智神の首よ。神生坐る類なり。化爲ハ。頂の變りて化よてもあらさて牛馬ハ食
 物を持運ひ。又田耕る業を助けなどする者なれハ。此神の御身よ成れるよとあ
 るへき。記よハ牛馬のことナリ。筆牙云。初ハ毛鹿物毛柔物。口より出るとあり
 て。其は皆御饌物よ成るへきものなりしを。牛馬ハ其類よあらねハ。本より喰ふへ
 き物よあらざること成るへし。其の牛をよき食物とする國共の。郵きこと知
 られたりと云れたる。信にざる説よて。喰物となるへき物は。口より出。牛馬ハ頂

より生出たるは。其用を異よしたる事明らけし。其他。大猿鷄なども。此時口より出たる類ならぬ。さるものにて。すなはち此上よ云る。獸と畜との差別を立たまへるも。此神の御制よれる事なるべし。推料奉られたり。○願永享本には願とあり。平田翁云。願名義抄よヒタヒと見ゆ。和名抄に願加之良乃加波良と有れど。此は必願なり。願和名比太比とあり。と云れたれ。願をも志の訓なり。○粟。和名抄粟和名阿波。重胤云皇御孫尊は御天降の時に。天神より齋庭之穂を事依し授奉玉へるより。此大八洲國の名を。豊葦原千五百秋瑞穂國と名よ負ふ事よ有れども。其以前よ粟を身專と作りたるへけれ。國名にも粟國と云るふこの事多しと見ゆ。伯耆風土記よ。相見郡々家之西北有粟島。少日子命時。粟莠實離々。即載粟。彈彦常世國。故云粟島也。有を以考へ。天孫降臨章第六一書よ。遣無名雄雉。往候之。此雉降來。因見粟田豆田。則留而不返。云々とあり。陸田多在し状なる事。此を以知へきなり。神武天皇大御歌よ。瀨都々々志。俱

梅能波遲。阿波赴理波云々。と譯はせ玉へりし阿波赴を釋は謂粟島也。と有れ。中洲と釋。東征以前よ粟を專と作りしなりけり。と云れたる。此にて上古粟は多かりし事を知へし。名義未詳。○肩。和名抄は説文云。肩。和名萬由。目上。毛也とあり。○蠶。重胤云。蠶。加比古と訓來る事よはあれ。も保食神の御肩より成出たる者なれ。麻由と訓む方なむ勝つたるへき。武云。御肩より成出たる者なれば。麻由と云と云る説は俗あり。麻由は眞木綿あるべし。神武紀に眞を略きて内木綿とあり。木綿は借字にて絲となし。眞綿となし。帛となすへき品を上古よ由布と云けらし。さて白木綿とあり。已に絲となし。帛と織たる上にて云ふは蠶の事は已に云り。和名抄に蠶和名加比古一名古加比須虫吐絲也俗爲。和名抄よ。蠶和名萬由。蠶衣也。獨蠶和名比波萬遊と見え。桑蠶和名久波萬由。即桑蠶也とあり。若く其蠶と云るは。眞桑蠶の其殼に織れるを云稱して。摠ての名よは非るなり。萬葉に足常母蠶子肩隱。隱在妹見依鴨ミレコシモカとあり。人を傳つて女の事な。養蠶の蠶中よ隱れるは。隠れたる者よ。あれども。蠶と蠶と差別知らる事也。萬葉に四に麻欲と有れ。有るも麻用と云に同じ。字に麻向。向。衣也。

見えたるにても、固に施あるを知らず、本に金を作らざるを、固に施あるを知らず、
 又野羅をヤ、云云と云ふ山。又加比古と訓ある。事二、一書は、野羅突智婆
 羅山、生羅産靈。此神頭上生靈與桑。精中生五穀とある。其は此保食
 神の此の故事なるを、觀字の御間、混れ傳りしなり。此の必しも其如く、肩
 上生靈與桑と有べきを、論じて初て成出たりし事を明とむこと。生靈と作れ
 たる者まで、其論の靈を桑以て飼育て、成れる者ふれり。其義は於て少くも異
 なるへひらすと云れたり。さて靈のまゝ、或説は今の、靈は、仁徳天皇御代に、漢渡の
 此は據あるか。物なれば、和名カフマニと云此は山靈を云なりと云り。
 うたかひし。○釋、新撰字鏡は比江。和名抄は釋和名比衣。草之似、穀者
 也とあり。通証は、和名抄麻類荏和名衣蘇。和名乃良衣。一云奴加衣。香柔
 和名以沼衣。若此則比衣、穀也とあり。○腹中、重胤云、上なる願と肩とよ
 へ上と見え。此の腹と右と引る臍とよ、正しと中と見えたり。實は保食神は
 御腹の中なる者なり。中宇經に見過すべからず。○稻、名義通証は飯糧也とあり

ひくる事也。稻、飯となるべきもの。根本と云へり。さて此を記し、稻種とあり。
 通証云、此のみ種と云ふといふこと云に、まつ下に成種とあるを以見るに、此に生
 れるは五品なから、其實なり、然るに餘の四品は種と云はねと、自ら實のまゝなるを
 稻と伊彌とのみ云て、種に在時の名にして、實とは開えず。○陰、丹鶴本は陰中
 とあり。○麥、大豆、小豆、和名抄は、麥和名年波、大豆和名萬本、本草云、赤
 小豆、和名阿加安豆本。配傳云、此はた、阿豆岐なるを、黄小豆、綠小豆とあり。
 通証は麥、麥芒也と云り。大豆と圓實。小豆は赤解なり。色赤として、煮之能
 腐熟と見原氏説なり。又或人ハ小豆ハ赤食ふとの意のとも云り。なほ麥の種
 類ハ、和名抄は、大麥一名青科麥、和名布止無波。一云加知加太。小麥和名
 古年波。一云末年波とあり。右の大麥を此と布止と訓て、有れども、今並て
 世より、意密と云り。加知加太と云訓義詳ならず。武郷云、加知加太は、搗堅
 なり。又、青科麥、青波年波。一云及呂無本と見えたり。其も麥の一種に
 有る。武郷云、昔波年波の意を以て、積大麥、小麥共、其を合せたる穀と云

天熊大人悉取持去而奉進之。于時天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆為陸田種子。以稻為水田種子。又因定天邑居。

奉進をタテマツルと訓い。立奉にて。立云も奉と云も。た物を捧る事云り。皇大神宮儀式帳。六月月次祭直會歌。佐古久志呂伊須々乃宮爾。御氣立止云云云云。御饌立よて。立云御前捧置と云なり。奉も其元ハ神の御許に往て。親と纏るひ仕奉る事。物を捧る事ともなり。また纏りてハ

唯ハ。調子もなかり。祭祀云も。障順を麻都呂布と云も。皆其本ハ一なる語共なり。○顯見記傳云。私記ハ顯見者見在之義也。このり。かかれハ宇都ハ現志伎ハ嬉悲の類の志伎よて辭也。とて人草れと云。如此詔ふは神代下卷ハ幽神事よ對へて。顯露事と云るが如く。目よ見えず顯ならぬ神よ對へて。顯れたる世人と云事。雄略天皇の葛木神の形を顯ハして。見え奉り玉ふを。宇都志意美と詔へる。又師説ハ万葉ハ空蟬。借字。宇都曾臣とあるも。みふ顯トキ身と云事あるとある。又現心夢現ふとの現みな同言也とあり。とて重胤云。此ハ何れも神等の御上より。活とし生る人種の事を宣ふ御言。限りたる御事よて。記傳ハ目よ見えず。顯はならぬ神よ對へて。顯はれたる世人と云事。と云れたるが如く。綴や顯人神ハ御在坐すとも。同一と現身とちよてハ云の詞なり。顯人神の御上より。天下の人民を指てハ大御實と詔玉へり。若て其仕奉民の稱なから神より云と。天皇より云と。我等。故神の隱身なるよ對へて。入を顯

身と云り。○蒼生也。記す青人草とあり。記傳云青人草と云所以は。一日必
 千人死。一日必千五百人生也。この意は。草の彌益々生茂りはひこる
 ば。磨へたる積なり。青と云ふも云るよ心を著へし。故この稱は。神の人の利益を
 爲す玉ふこと。人の損害を爲す玉ふことのみ。必用ふ稱なりとあり。蒼生と作
 れたるはた
いたましく似たる稱の文字を取
 れたるのみなり意はいたく異なり。さて重胤説云。寶鏡開始章第三一書云。日
 神の頃者人輩多請云々と詔へる。其場は侍らふ諸神の事にて。即八十萬
 神是なり。若ては神と人との差別無か如しと雖も。熟思ふは其神は御在坐
 とも。此顯身の坐々事。現世の人と然しも異り無き。人と云ひ。顯身ふる
 人と雖も。世を終たるは神と云事と見えて。萬葉二。弓削皇子の薨坐るを。又
 乃天宮爾神隨神等座者。と有る是也。又顯身は御在坐れども。皇御孫
 草の御上なれば。天照大神の御子と坐す。其御成徳目見え願われ玉はぬ神
 とも。願われ玉はぬ貴く御在坐せし。靈神とも。速津神とも稱奉りて。其神は

眞はらざる御所行はぬ。惟神文は神法備なるとも申す常なり。然れは神と人との
 隱身なる也。隱身なるとの差有る耳なる事。此顯見蒼生の義を以て知らるるな
 り。と云れたるもて神人の差別あさらけし。さて顯見蒼生可食而活之也。と
 詔へるは就て。平田公幹説云。太御神の蒼生を愛くし玉ふ事。此一事を以
 て悟るへし。此は只は食て活へきものこそ詔はむとも。御身つひらの上よかれど。
 青人草のと宣へるにて。其大御心いと著明は知られたり。と云れたり。實は然る
 言なり。○陸田は。纂疏は不用水而耕種曰陸田とあり。和名抄曠耕麥地
 也。曠耕田。瓏日本紀師説ハ太介。天武紀に圃をハ
 タケと訓せり或説は波多乾田ハカリふりと
 云り然るへし。氣は土毛もて生れる物を云稱と聞るふり。と重胤云り。○水田
 種子。纂疏は用水而耕種曰水田と有る如し。本も名義抄も。タナツ
 モノと訓る。田根津物と義なり。さて諸物の種子は。田根と云事にて。稻種は
 起りたるなるへき事。出雲風土記云。飯石郡多彌郷云々。稻種隨此處一故

云種とある文を引合せて知へし。これ種と云ひ稻種なるが故なり穀物を多那都毛能と云も稻を王と立たる稱なるを思ふべし。○天邑君。重胤云私記に。夫者是例文美大之辭也。言此時初定居邑之君也。云々は官職初置也と云ひ。又口訣は農長也。纂疏は謂農人之長と有るか如し。寶鏡開始章第三一書は。天邑并田と云名あれば。此は於て農作の民出來。又其は就て邑里も出來れるが故也。其百姓を治る邑長も出來れる者也。出雲風土記は所造天下大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天領田之長供奉坐之と有も。右の天邑君の如し。君の宰の謂なるへし。垂仁紀は郡公をムラツカサと訓る是なり。和名抄は漁子イサコ和名伊乎止利と有は對へて。漁父ニ云漁翁無良岐美と有。漁村の中にて。其古老を立て。漁子を宰とする者と爲るが故也。當昔邑里は其名亡て。却て漁村は邑君の古号を傳へたりし者と所見たり。已は神武紀は。遠邇之地猶未定於王澤。遠使邑有君村有長。各自分疆用相凌蹙と有れば。私に立て農長たりしも。猶邑君といふしなりけり。

即以イナ其稻種。始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫莫然甚快也。又口裏舍ウチノミ便得抽糸。自此始有養蠶之道。焉。保食神此云宇氣母。知能加微。顯見蒼生此云宇都志。枳阿烏比等久佐。

稻種本にイナ伊那陀彌と訓へし。天孫本紀は建稻種命と云名は例あり。さて種は植物はひろと云名はあれど。其元は右も云る如く。田は時殖て。生し立る根と云事にて。上も引る名義抄は。水田種子をタナツモノと云るも。穀を和名抄に穀。田は殖るが本なるに依て。然も云習へり者なり。○狹田長田。平田翁云。此は天上にある大御神の御養田の名なり。狹は長と對ひ

て、字の意は書ならむと所思はと然らず。武庫云、此字の意をらむと云れし説
 何問給、白久呼廣之狹田國止白支云々との、倭姫命世記は汝國名
 呼廣之云々との、決は狹き意はあらす、眞は通ふ佐にて、稱言なり。此外
 にも、大御神の御田に、天垣田、天安田、天
 平田、天邑井田、も云名見えたり。とあり、長も稱言ふるべし。○垂頰ハ握ハ
 稻穂は長と生たるを云、祈年祭祝詞は、ハ東穂能伊加志穂、顯宗紀は新墾
 之十握稻之穂なごあり。類を此にては穂と訓れども、此は加比と訓むか正しき本
 穂に出たる狀加比は其体。語なり、然るは記傳に穂と類とは同物なれども、富とは
 を云名なりと云れるが如し。○莫々然ハ、口決は茂貌とあり、新古今集大嘗會
 稻春歌、神代より今日のためとやハ東穂は、長田の稻はまなひ初けむ。○快
 重胤云許々吾與久阿理伎と訓へし、思ふ事の叶ひて、心の如く成るを云語
 なり。此ハ天狹田長田は、始て殖試みとせ玉へるの、其秋の垂頰のハ握ハ莫
 々然たる。田面を見度一玉へる時の御心ふり。上ハ天照大神喜之曰、云々と
 有りし其御喜の、的然して達はとる事を、御心ハ宜と所思食しなり。萬葉一
 山川之清河内跡、御心ハ吉野國之と有も、山の麗しと水の清きを見

行して、御心を宜と慰め御存在坐して、此は快の初なり。此ハ源氏物語なども
 木立の麗はしきを愛で、草花の彩はしきを賞る時々の詞は、心ち宜けよ云々
 など多と云るの如く、其唯は立る形狀を賞云辭あり。と云れたるの如く、此
 快を古本に、マクマンと訓る、それも古言なるべけれど、宇鏡集などに、律字をもマ
 クマンと訓められ、稻穂のまなごに、聊物遠が如くおほゆ、此はよく考へし
 ○合置、又云麻由裏布々美氏と訓へし、本ハカセコと訓たれども非なり、其
 は蠶の繭を作れるを、口中は含み温め、露ほして糸口を取つ、抽出むためなり。
 今ハ世中ハ此道大は開けて、繭を釜中ハ煮て、其糸を繆車ハ絡ひ取る事ハ
 ありとも、此ハ事の始ハ有ければ、口ハ含みたる糸を、手ハ絡ひ取る許ハ事
 まで、甚だ簡易なりし當昔の狀見えたり。或説ハ上古質約口裏含露抽之、今
 然れども上古とて、殊更に質約に物爲るにてハ有、猶民間有、盆水漬繭練之者と云り、
 からす、其自然成る可き道ハ任せ賜へるものなり。と云り○養蠶之道、又云加
 比古と云時ハ、其例はる、其蠶の事なるを、此ハ古質比と打返し訓むは、其蠶
 を飼ふ事ハ云稱なり、古語拾遺ハ、蠶織之源起於神代、と所見たり、式ハ陸

奥國會神郡靈臺國神社有り。觀跡開老志に、社南有川曰錦掛澤。養靈社
 獻神あり。のりかにも舊社と見ゆ。○武郡云、願書に此神を稚皇產靈神と祭
 るとあるは、一書に依ての事か。と云ふ。保食神を祭る事、此神を稚皇產靈神と祭
 得事記に、此文を載たるに、始有養靈之道。乃起經緯之業者也。とあるに、
 養靈と經緯とを、相對したる文として、平田翁も云れたる如く、當昔然る本
 の有を、取れる者なるへし、此經緯之業、即寶鏡開始章、天照大神方織
 神衣居齋服殿と見えたる是なり、其第一、一書に、稚日女尊坐于齋服
 殿、織神之御衣とある、是即世中、經緯の業とある、其起、天照大神の
 事始め定め、御在坐守事を、明らか奉るへき證文なり、と云れる。みなとる
 事ともあり、さて此一書に、衣食の始として、住宅の始もなほ此時なるべき
 民は功業ある基なる事、こゝ注る如し、此物等の如此しも成定れる次第
 を云む。二柱大神の國生の始、已に御衣服の事、御食物の事など、見えた
 れ、形之如く成乾なり、一書に、然れども此時織經の事有り、御衣をなし、農

作の事を力成して、御饌に奉られたるよ、非る事固となり、然れ如何よして
 か、其物に成たると云ふ、其は何を以ていかよして、作り給ふと云事、人の量知
 るへき際、非ず、此は大神の始給へる事共、此より以後の衣食の原よ、其
 は保食神の被殺玉へるより事起れる、元より如此なるへき、幽き由の備はれる
 事なるへと、其また産靈神の奇異なる御所作、因る事なる、云も更なり、後世
 の凡心を以て、世を初め給へる神の御上を、准へ料り知奉るへきに非ずかし、と
 てまた葦牙云、こゝは牛馬をつかふ事もあるへきを、なき事足らず、され此物も
 共、天へ持去給ひしふるへし、下は斑駒の事もあれなり、また此保食神、此
 國に神なる、其神の御身も成るもの、先、みふ天へ上給ひて、後、皇御孫命の
 御天降の時、副へ奉りて、此國へ降し玉ふこと、日神を天へ舉奉りて、後、皇
 御孫命を天降し坐しめたまふ事、あなかし、幽き故あること、と云れた
 るも、さる言なりけり。

附録追加

次生海

通釋四卷
二百四十頁

通釋云。海神の生坐るとあるは。傳に紛れたるものにて。其は記の既生國ニ竟更生神ヲ。故生神名大事忍男神云々。次生海ニ神名大綿津見神ヲ。次生水戸ニ神名速秋津日子神。次妹速秋津比賣神ヲ。（此大事忍男神より。速秋津比賣神まで十柱は。御禊の段の神等の混れて。こゝに入たるものならむと記傳五卷に委と論れたり。今も其説に従れるなり。）とある傳の趣の。又聊異れる書を採玉へるもたなり。されは海神の生坐るは。彼御禊段のことより。一書は出たり。其を正しとすへ（以上）と記したりしかと。後よと思へは。記の傳を誤ららず。既生國竟更生神と記して。國と神との差別を立て。とて大事忍男神より繼々。海神水戸神の必（以上）成坐へき故あり。記傳より其を。誤の傳と見られたるなれと。誤らあらず。又御禊段に神等の。此は入しよあらず。此

紀に其神等を省かれたる。却つて誤なり(今其辨を此云んとすれど。本文に關からぬはふけり。おの古事記講義よ。云おけるを見るへ)右の十神はつきくは國土の成就行^{ナホトシヒ}へき事を。一ろめす神まで。海神水戸神もみふ其内なり。されは八洲に次ては。大事忍男神。石土毘古神。石巢比賣神。大戸日別神。天之吹男神。大屋毘古神。風木津別之忍男神生坐。一(此神等まづ國土に基礎を定め)さて次は海川の位置を定玉ふべき海神大綿津見神。水戸神速秋津日子神。妹速秋津比賣神生坐り。即此紀より。上の七神を省きて海神水戸神の御事より。大八洲に繼て此に記したるあり。さてこは成坐る海神は。記は綿津見神とありて。御喪段の海神とい異なり。彼段なるは。海の底中表^{ソコナカウラ}(表と表面まで。現は渡る所の海上なり)を分て知めす神なり。こなるは惣へたる神なるか故。大と云なり。ふは山神も大山祇神とて。總たる神ましく。また山の所々を特別て知しめす。種々の山祇神坐と同一ことなり。

此等の事をさしめよ思洩して。ふと彼記傳の説よりて。記したるを誤なりき。故今こは記しつ。(なほ此次ふる通釋^{二百四十七頁}も。山川草木とのみありて。海の事を詔ひ出玉いぬを以ても。上は海神は此時生給ひよいあらすと云る説を考知へし)と云る説もあやまりありてありけり)

稚産靈 二百九十四頁

御名義平田翁云。稚こしも申す故は。御子豊宇氣毘賣神に至りて。穀物を成出たるを。此神も其産靈の御徳を持玉へるのこまで。未成し玉いとりしか。豊宇氣毘賣神の神徳の。廣く大なるは對へて。御親なれども。稚とい申なるへし云々。通釋よ。右の説を記し置たりしかど。今思ふよよからず。此神は一書よ。生稚産靈。此神頭上生靈。與桑。臍中生五穀。とあれは。産靈の御徳を持玉へるのみをい申したし。(既は其始を成玉へれなり)かつ既は高皇産靈尊神皇産靈尊の下に注したるの如く。其産靈と申すよ。必其行事^{ミコトコト}を申す事よ。

て。火を所知看す神を火産靈。魂を鎮め給ふ神を魂留産靈タマツツ。など申す如く。唯
よ大に對へて稚と稱へ申すと云てい。何事を掌す玉ふ産靈とも通えず。高皇産
靈神皇産靈尊の。天地間の總てを知ろしめす。産靈の御名の義も違へり。
こよ或人説よ。稚は借字よて。美稱よあらず。宇氣又宇訶と通ひて。(和訶和
久宇氣宇訶通音)食産靈なるへしと云り。まことなることあり此説よて此産
靈の御行事も。御名義もよと通えたり。(重胤も稚をい借字なりとして生産靈
の義と云れたれと。なほ信めたし。)

黄泉之竈

通釋 五卷
三百九十五頁

記傳云。閉は即竈の事なる。諸黄泉戸喫とい。黄泉國の竈よて。煮炊たるもの
を食をいへり。是ふん火を忌清むる事の本なりける云々。此黄泉戸喫の穢よ
りて。還坐よと不能るよ。火の穢よりて。此國よ災あらん事を憚おもほし
ての御事なり。其は如何なる理よりてと云ふこと。料知へからすとあり。按よ此

説よからず。食は其境界よ因て異なるものよて。顯界の食物と。幽界の食物と
ハ。自ら別あり。己よ界を異よすれば。自ら食物の替るものよしあれば。食物を云
へば。己よ境界の替れる者となりたる事は。其内よふもれり。今伊弉册尊も。既
よ男神と境界の異なる神となれば。恣よ顯國よ還りかとし。故まづ黄泉
神と。其よしを相論むと詔へるなり。とて吾當寢息とい。一夜立てら其食氣の薄
らこよ附て。また本の御身よ立歸らるへきよ。こそありけら。火の穢と。本より
嚴そかよすへき事よいあれと。こよいなる事よ依ての御言よいあらず。其証は靈異記
上第七條よ。彼菩薩化章原國已。將生此宮。今垂來時。故待候也。慎テ黄
竈大物莫ホシ食。(大は火の誤り)今者忽還。與使俱向東還來云々。と云事
あり。此は所謂佛界の事なれども。黄竈火物を食てい。境界を異よするもの
成。定りて。再。顯界よ還らるよしき由あるよて。かゝる言をこも云ふありけり。
れ火穢の事は非るたしかなる証なり。○武鄉右の説を記しおけるよ。この頃下

總人鈴木雅之の撞賢木と云書を見しむ。已に云る言あれば序より載す。其説云爲黃泉戸喫をた泉の穢たる火もて煮炊するもの食る故かへりましかたきなりと。記傳靈の御柱など云れたるは。委しからざるは似たり。さるは火の穢まて。かへりかたきならば。疾神とて謀り玉ふへきことなる。黄泉神と論むとのまへるは。外にかへりかたき事ある故也。その泉國の神なり玉へる故也。御目の自由もふりかへて。黄泉神と相論はむごのたまなるへし。戸喫とハ黄泉神なり玉へるを然いふと。そきこえたれ。火の穢の故ふらは。大名持神須世理毘賣は。火の穢なからしや。とてもなほよ。黄泉國より來坐るを見て知るへ。すへて火の穢は重き事よあれと。日をふればうすらともゆゑ。火の穢のみまてかへりましかたき理あらしや。と云れたるは。聊の言をまそかかれ。大凡おのか説も合へれば。すてかたて此よあるし。

小戸橋之檍原 三百九十頁

飲肥紀行と云ものあり。此は天正年間。日向國領れる伊東三位入道義祐の著るもたなり。義祐通稱六郎五郎。幼名虎熊丸。伊東尹祐の二男なり。天正十三年八月五日卒年七十二。義祐此時同國佐土原の城にあり。そのよ同國飲肥に至る時の紀行なり。今其文を略して左に擧ぐ。こゝは或人の考これハ同し飲肥人の書しものなりと云や。或時飲肥の院。陣所の番とて。八澤の馬は鳴ぬまよ急き立ける。中略霧甚く降りて。そむとも知らず。急きける。早や檍原の波間より露れ出し住吉の神。住吉の里も近と見えわたる。潮地の松の秋風冷々とし。袖吹送る玉梓は道の行方を見渡せば。義祐佐土原を發し。檍原潮地宮崎小戸渡町なるへし。潮地の住吉とて。今も衆庶尊信の社あり。式内江田神社より北十四五丁あり。但し村社なり。古老の口碑より。伊弉諾命身濤し玉ひし地なりと云り。いかくあらん人王の始宮崎。京神武天王の御前近所まで。辱さよ泪落けつと云し古言まで。思合されて通りける。其里人よこころへは。中畧。神武天皇の社。宮崎郡下北村。今官幣大社程なく小戸の渡りよ至りぬ。神道秘密數々よ思出されて。神世より其名は今も

橋や。小戸のわたるの船の行末。と詠侍りぬ。小戸渡。これ橋の小戸なりと云傳た
 川の水源霧島山に發す。下流三十六里。宮崎なる上野町中村町の中間を貫流す。また宮崎川とも云
 架橋橋と云。長二百四十間。小戸神社上野町村社なり。川の東北五町許あり。赤井の
 里に船漕寄せて。稻荷の山を過ぎ行けり。中畧。赤井の里。今赤江と書く。恒久村なり。
 を洗ひ玉ひたるに依て稱すとも。また天照大神出生の地なれば明江の意なりとも云り。猶行路は遙けき。木花の寺も見え
 ければ。木花開耶姫の御神靈も。眼のあたりは覺えつゝ急さける。漸々入日
 となりて。折生迫と云所は着よけり。中畧。木花は今本崎と云ふ村の内なり。寺は既
 神社より近き山に。室谷と云あり。之、無戸。宮浦は草枕を借よけり。里の王の翁とひ
 室を造られし處なりと。いかゞあらん。たる者の物語をききて。里人よこすいひかてきたらば。玉依姫の宮の浦とは。云
 もあへず夜も明かたよ成しむ。また水尾の峠は赴き侍りぬ。玉依姫神社は。今も宮
 五六町許南に古墳あり。形勢の如く。周廻一日間余もあるへし。之、玉依姫の山陵なりと
 云り。近き年頃までは。頃、古松壹株ありたりと云へとも。今は枯て雜木のみ繁れり。
 玉依姫神社は今も。宮浦神社と稱せり。右は甚く文をばらきて。用あることのみを記せり。天正の頃
 書たるものなれば。今よして證とすべし。通釋は。神名帳考を引て出せる文。

また集解の云る僧雲蝶のもてる憶原圖と云るものも。大方合へり。此の記傳
 は小戸橋之憶原といふ地名。今聞ゆることなきと云れたるは。なましく思ひ
 洩されたるなりけり。

事解之男 通釋 六卷 四百五十八頁

通釋は。事解之男神本は解字解と作り。解しては佐加と訓へき義疎し。(但し
 記傳は。孝徳紀の事取之碑とある取と同義として。放り離るゝ意なり。解字の
 意も通、りとあれど。)秘閣本及信友校本は解字は作り。解は佐加と訓む字
 なり。云むきければ。なほよく考れば。解も解放解散など言て。放り離るゝ義あれ
 は。本の如くよてあるへし。

可養我乎 四百八十四頁

玉篇は。養、供養也。下奉上也とある義よて書れるるよて。此よよく叶へる。通釋
 は養は養の誤ならん。字形もよく似たりと云るは。このかりき。

垂穎八握笑々然甚快也 五百四頁

「快を古本よりマシト訓るは付て。たは其餘の書に見えたるは、豐異記上より。于時其女主之兒、念々走來白母曰。快從^{タシク}故京^{タシク}備^{タシク}食而采云々。又同書下序より。甘。太久万之比ともあり。いつれも愉快の義あり。また熱田神宮より。毎年一月十一日踏歌神事の節。神宮の別宮大幸田神社神前より於て。一、稱宜の讀上る所の祝詞と云ものよ。(いと長き詔文より。後世のものなから。故實をいふと云つ、けたる。)秋乃節仁^{イタズ}致天。其稻乃實乃堅久。韓^{タシク}事表申給波々云々。(韓は幹の字なるへし。下文より眉乃賢久。車加羅牟表とあり。)稻の實よたこま一を言たるは、いふよこあり。古言の變れるなるへし。たはよこ他書をも考へし。

明治二十三年 日印刷

同 年 同 月 廿 二 日 出 版

明治二十五年六月十七日再版



定價金參拾貳錢也

著 述 者 東京市牛久區東根町十九番地寄留 長野縣士族 飯 田 武 郷

印刷兼發行者 東京市本郷區元町一丁目六番地寄留 兵庫縣士族 魚 住 長 胤

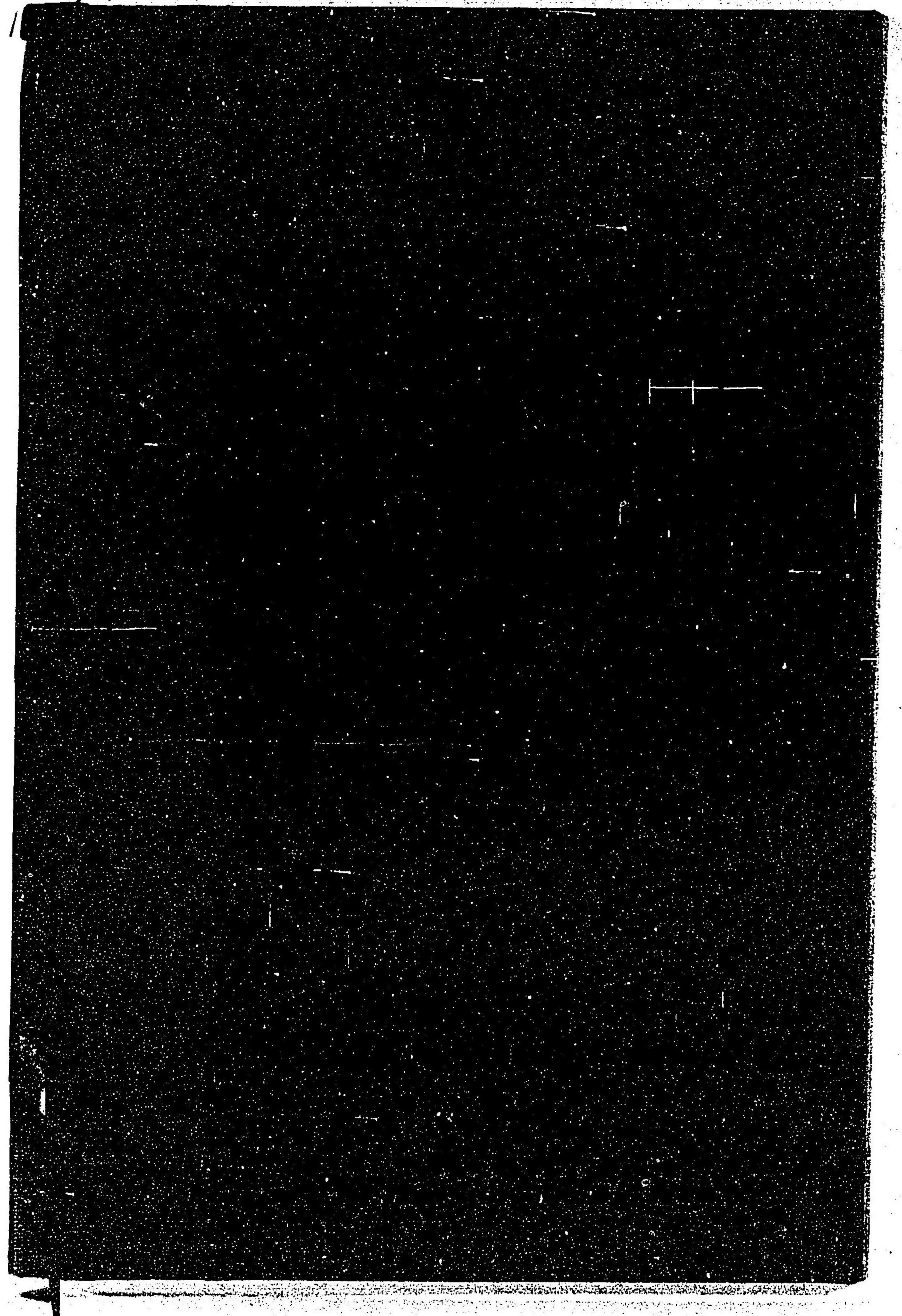


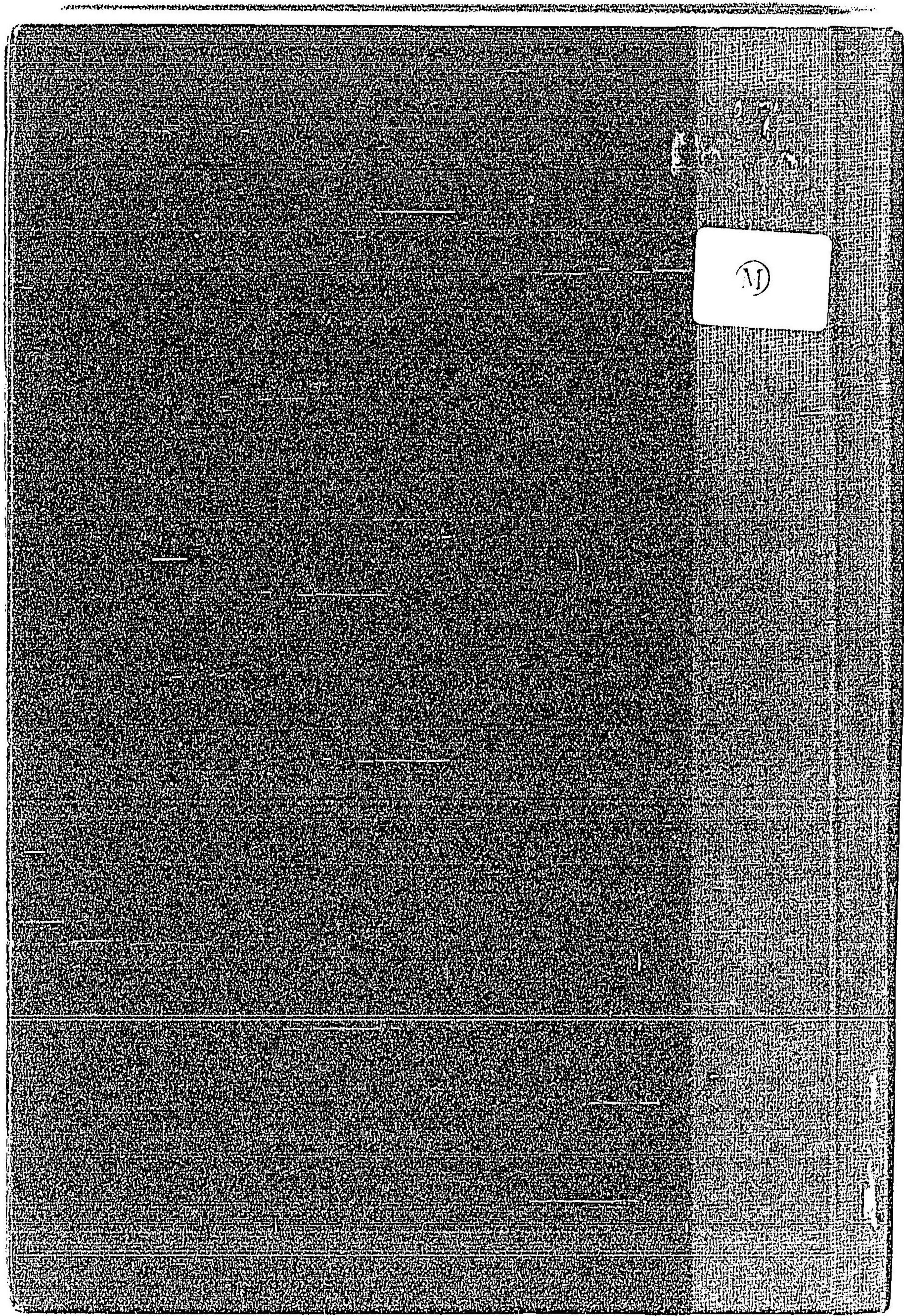
發 行 所 同 所 籍 照 館

5/193

箱 <

~~210~~ 210.3
I-26
(1-2)





25. 10. 27